

# 構成員提出資料

## 目次

- 内野 光裕 構成員提出資料 . . . P. 1
- 王寺 直子 構成員提出資料 . . . P. 5  
(中田 貴士 代理出席)
- 大川 秀子 構成員提出資料 . . . P. 9  
(小川 稔 代理出席)
- 尾木 まり 構成員提出資料 . . . P. 12
- 奥山 千鶴子 構成員提出資料 . . . P. 14
- 小野 敏伸 構成員提出資料 . . . P. 16
- 菊地 加奈子 構成員提出資料 . . . P. 23
- 駒崎 弘樹 構成員提出資料 . . . P. 36
- 志賀口 大輔 構成員提出資料 . . . P. 59
- 堀 科 構成員提出資料 . . . P. 61
- 万井 勝徳 構成員提出資料 . . . P. 66

令和5年11月8日

こども誰でも通園制度(仮称)の本格実施を見据えた試行的事業実施の  
あり方に関する検討会(第3回) 意見書

全日本私立幼稚園連合会  
副会長 内野 光裕

**1. 対象年齢について【Ⅰ制度の意義等 ② 制度の概要について】**

こども誰でも通園制度においては利用対象者の年齢は0歳6か月から満3歳未満とすることが想定されていますが、地域全体として制度の対象となる子供の預かりニーズを満たせる場合には、事業者の実情に応じて、必ずしも各事業者に対して0～2歳の全ての年齢の子供を受け入れることを求める必要はないものと考えます。

**2. 事業実施【Ⅱ試行的事業実施の留意点】**

「0～2歳児を受け入れたことがない事業者で低年齢児の受入れにあたっては、受け入れ可能かどうか、より厳格な確認を行うこと」とありますが、試行的事業の実施にあたっては今まで事業者が0～2歳児を受け入れたことがあるかという実績を問うことや、別途厳格な基準を設けて確認を行うことではなく、安全に子供を受け入れられるための要件をしっかりと定めることにより担保されるべきであると考えます。実績が一つの指標となってしまうと、地域によって新規に施設を設置して体制を確保する自治体がある場合に、新規参入のハードルが高くなり、利用者のニーズを満たせないことが懸念されます。また、一時預かり事業等、他の0～2歳児を受け入れる場合にこれまで預かったかどうかという実績により手続が異なっていないことも考慮する必要があるかと思えます。

したがって、どの事業者においても安心安全に子供を受け入れるような体制を整えるためには、例えば0～2歳を預かるための適切な研修の受講を義務付ける等、事業を実施するための要件の中で明確にすることが必要であると考えます。

**3. 親子登園について【Ⅱ試行的事業実施の留意点】**

親子登園については利用当初での実施や重要であるとされていますが、週に1回程度の預かりであることも考慮すれば、子供の慣れの程度に応じて事業者において実施を判断できることが望ましいかと思えます。また、こども誰でも通園制度の意義の中では、「保護者とともにこどもの育ちをささえていくための制度」とされています。保護者の中には日々どのように子供と関わればよいか悩んでいる方も多いかと思えます。保護者が思い悩み孤立化することを防ぐために、利用当初だけでなく定期的な親子登園を通じて親子の関わり方のきっかけを得られるよう、事業者の判断で柔軟かつ効果的に親子での登園も実施できることが適当であると考えます。

#### 4. 登録する情報の共有について【Ⅲ その他の留意点について】

こども誰でも通園制度において把握する子供の記録やデータ、特に要支援家庭に関わる情報に関しては、3歳以降に就園する幼稚園等の施設にも共有されるのでしょうか。当該情報を共有することにより、子供の預かり時の状況を事前に把握できるため、円滑な受入れが可能になると考えます。

#### 5. その他

今後本格実施を見据えた事業の拡大を行うにあたり、今年度実施しているモデル事業で明らかになった課題を共有することは重要です。本検討会において今年度のモデル事業の実績報告を行っていただくことで、各自治体や事業者が来年度の試行的事業を実施する際の参考になると考えます。

#### ◆全日本私立幼稚園連合会調べ 未就園児事業実態調査より

参考資料

期 間：R5 6/11～6/16

有効回答数：2,488園

### 1. 子育て支援もしっかりしています。

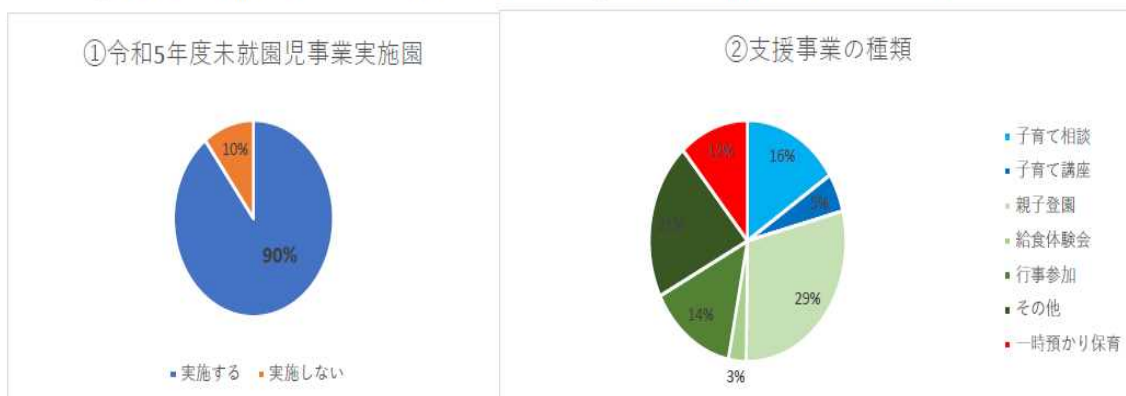
①令和5年度子育て支援実施率は全体で89.7%、私学助成園でも86.3%。

実施2231施設で実施される事業総数は9747事業。一施設平均4.4事業行っています。

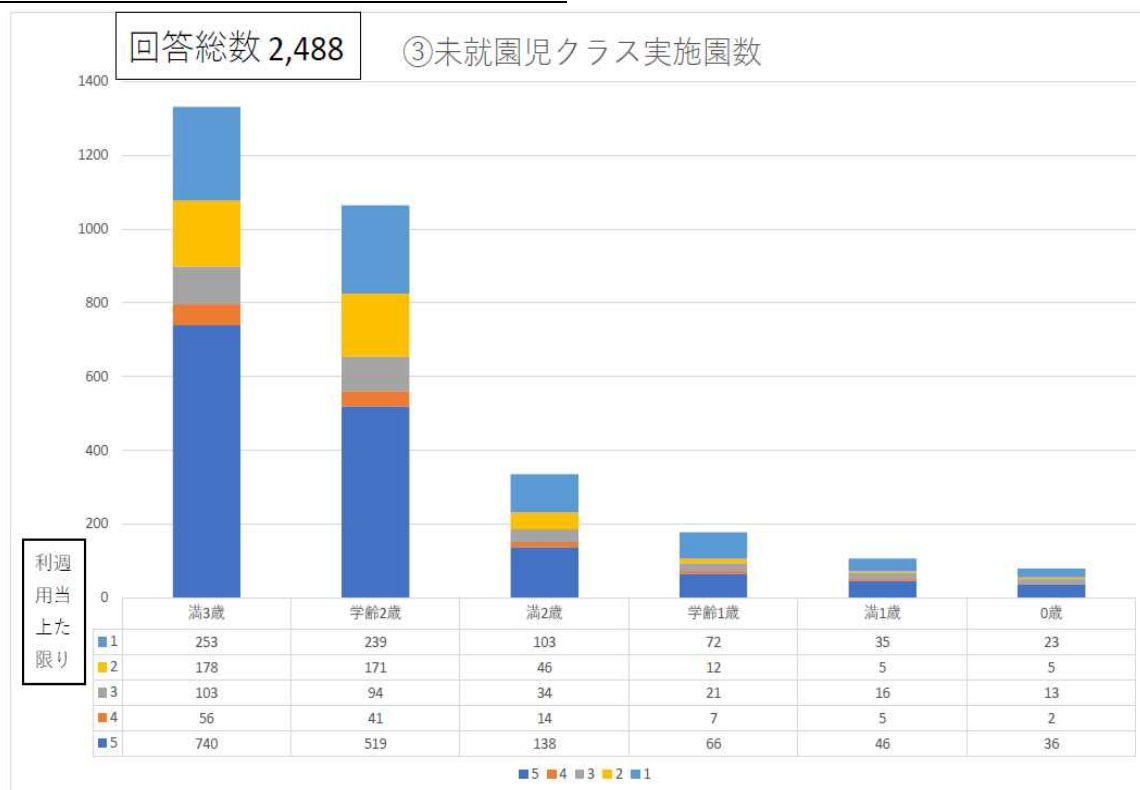
②母子関係を大切にしたい子育て支援をしています。

親子で通う事業は46.4%、保護者向けの事業は21%、こどもだけが通う事業は11.4%。親子が安心できる子育て支援を実施しています。

③実は、未就園の「こどもだけが通う」保育も結構しています。



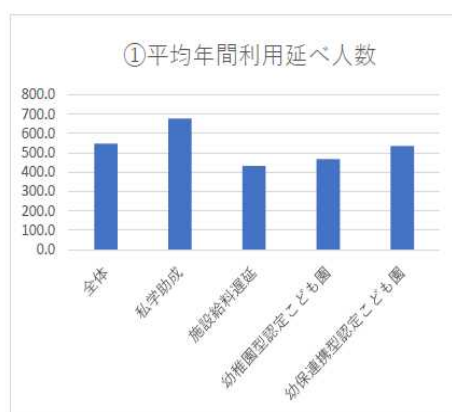
## ◆年齢別及び週利用可能日数別の実施園数



## ◆利用延べ人数と実施歴

### 2. 実績があります

- ①コロナ禍の令和4年度の未就園児向け支援事業でさえ延べ利用園児人数は全施設平均で547.2人、私学助成園ではなんと675.6人。
- ②我々は私学助成時代から**長年**未就園児・保護者向けに事業を行ってきました。そのノウハウを活用してください。

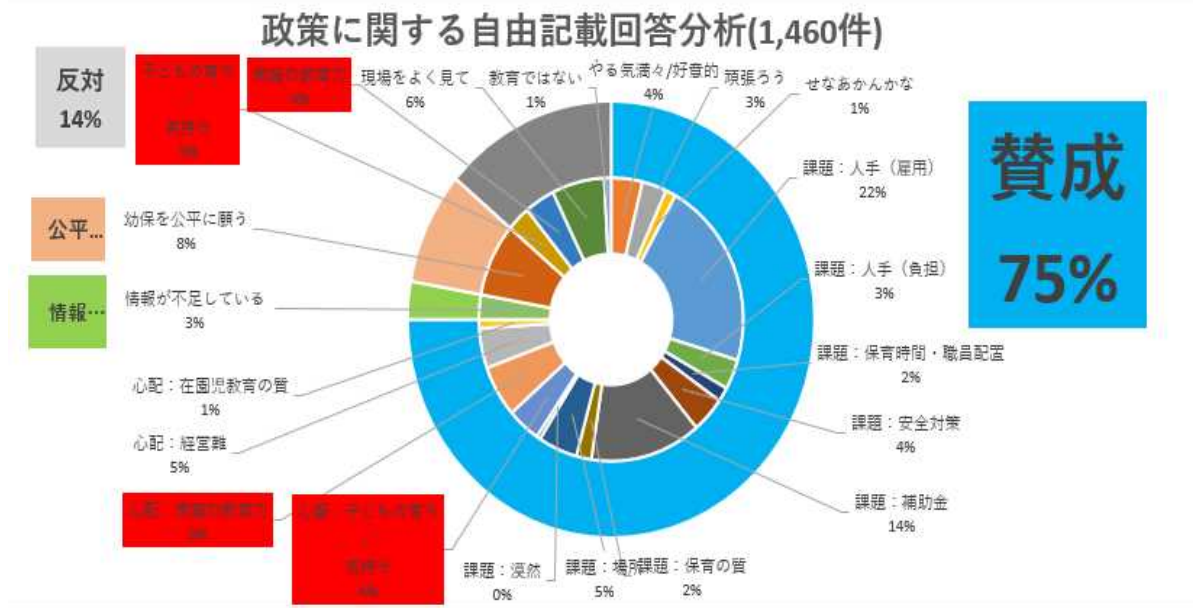


◆「こども誰でも通園制度(仮称)」への賛成は75%、しかし心配も多くあります。

3. 心配があります

①子育てや家族であることの幸せは守れるのでしょうか？

我々は長年の経験から、親子通園から初め、子育て相談などを経てこどもだけの利用と段階を踏んできました。「通園できる」ことだけを目的として日本の家族は幸せになれるのでしょうか。



令和5年11月8日

こども誰でも通園制度（仮称）の本格実施を見据えた  
試行的事業実施の在り方に関する検討会 御中

特定非営利活動法人  
全国認定こども園協会

## 意見書

この「こども誰でも通園制度」が「こどもが権利の主体」として、保護者の就労要件を問わず、全てのこどもの育ちを応援し、全ての子育て家庭に対する支援を強化すること及びこどもの良質な成育環境を整備することを目的として推進されることに、強く賛同しております。その上で、この「こども誰でも通園制度」が「こどもが権利の主体」とした制度であることをもう一度確認をしたうえで、「こども基本法及びこどもの権利条約」を基にした考えやこれまでの検討会でのご意見を参考にし、意見を述べさせていただきます。

「こども」「誰でも」が安心して「通園」できる制度運用となるよう強く願っております。

1、「こども誰でも通園制度」を実施するにあたり、まず「こどもの権利」であることを念頭に置き、「こども基本法及びこどもの権利条約」の「こどもの意見を聞く」という点に配慮しなくてはならない（こども基本法 11 条）。乳児は意見を述べることはできないため、こどもが全身で表現する言葉にならない言葉を読み取らねばならないことを考えると容易な取り組みではない。試行的事業実施段階から本制度の設計自体にしっかりとした目標を持ち計画性を打ち出してから構築しなければならないのではないかと考える。また、制度実践の計画にあたり、まず考えなければならないのは、「こどもにとってどうなのか」ということであり、子育てに不安があるからと言って、初めての場所にいきなり連れていかれることでのこどもの心情を考えるべきである。それを解消する方法として、「こども誰でも通園制度」単体で考えるのではなく、ひとりのこどもを産前産後から一貫して関わることのできる仕組みを模索すべきではないか。それは地域の保健師等のように、実施園と親子で関わりを持つ「乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）」や「伴走型相談支援事業」、「マイ保育園・こども園」のような事業と結び付けていかねばならないと考えなければ、こどもにとって安心できる環境にならないのではないかと思う。

2、現在「空き定員等を活用した未就園児の定期的な預かりモデル事業」を実際に行っている事業実施園では、1. で述べたように保育者にとってもかなりの負担と、保育者自身のスキルが必要だと感じている。毎日通園するこども達と保育者との愛着形成を培うのに時間がかかること、0歳から2歳にかけての発達段階や乳幼児心理、基本的生活習慣につ

いての熟知が求められることを考えると、数時間の研修のみで誰もが担当できる事なのか不安がある。併せて現時点では受け入れを行う施設として必要な要件が示されていないが、乳幼児を受け入れるに足る施設の要件と乳幼児を受け入れるための施設側の受け入れ態勢を確保できなければ最悪な事態を招きかねない。「こども誰でも通園制度」でも当然、幼保連携型認定こども園教育・保育要領等に記されている「生命の保持と情緒の安定」が保証できる教育・保育内容と環境を設定しなければならない。

3、実施園のすべての職員がこの制度の理念を共有し、協力体制を整えなければ、在園児にも影響を及ぼすことも考えられ、この制度実施に当たっては、必ず担当職員の配置が前提であると同時に、保育者だけではなく、他の専門職等とチームを作りが実施できるような人的な配置（多職種連携）と人件費を保障していただかねばならない。

4、一時預かり事業との取り組みの違いは、こどもに焦点を合わせるとすれば、いきなり親子を引き離し預かるという考えではなく、親子で登園し、親子で学べるなど段階を追っていくことを打ち出し、子育て相談を気軽にできるような制度であることを広く社会に周知すべきではないのかと考える。（保育コンシェルジュ、保育ソーシャルワーカー）

以下、質問事項等を挙げる。

### 1. 「3. 保護者にとっての意義」について（3ページ）

○ 保護者にとっても、こどもに対するかかわりや遊びなどについて専門的な理解を持つ人とのかかわりにより、「こどもの成長の過程と発達の現状を客観的にとらえることができることにより、」ほっとできたり、孤立感、不安感の解消につながるとともに、月に一定時間でも、こどもと離れ自分のための時間を過ごすことで、育児に関する負担感の軽減につながっていく。※下線部分を追加してはどうか。

### 2. 「4. 現行の各制度と比較した場合の意義」について（3ページ）

「○ こども誰でも通園制度は①給付制度とすることで一定の権利性が生じること、」ということは反面で「それだけの供給を行うこと」となるのではないか。現在の制度設計では施設拡充には全く言及がないが、年齢別の未就園児の割合（令和3年度）「令和5年5月17日第3回子ども未来戦略会議小倉大臣提出資料」によれば、0-2歳児の就園は0歳児18%、1歳児52%、2歳児57%であるのに対し、未就園児は0歳児82%、1歳児48%、2歳児43%となっている。この中で今後どのように「こども誰でも通園制度」によって約60%のこども達を受け入れていく予定とするのか、必要な拡充はどのように進めるのか、何年後に需給バランスが整うような想定をしているのかなどの中期目標をお示しいただきたい。

特に都市部では今のような「こどもが減少するのを待つ」ような状況のままでは需給バランスを整えることができないのではないか。

### **3. 「5. 保育者にとっての制度の意義」について（4 ページ）**

「制度導入による保育業務負担の増加という視点」が欠けているのではないか。制度導入後も保育者が疲弊しない制度設計が必要である。すなわちそれは、確実な人員の増加と処遇改善、それを保証するための給付である。危機的な保育者不足の現状の中でどのように人材を確保するのかを真剣に検討する必要がある。

### **4. 「6. 人口減少社会における保育の多機能化の観点」について（5 ページ）**

少子化については減少をなだらかにするあるいは、食い止めるために国策として施策が打たれる必要がある。その一つの施策としてこの「こども誰でも通園制度」を創設するのではないか。

### **5. こどもの利用時間について**

こどもの発達と育ち、保育者と保護者・養育者との信頼関係及び保育者とこどもとの信頼関係・愛着形成を鑑みると「月 10 時間」では足りないことを改めて表明する。今一度、「月 10 時間」に設定された算定根拠をご説明いただきたい。また、現段階ですべての未就園児を受け入れられる状況にはないことから、月 10 時間上限で少しでも受入数を増やそうとするよりも、例えば 5 年～10 年という計画期間を設けて、段階的・計画的にすべての受け入れを目指すべきではないか。

### **6. 要支援家庭への対応などについて**

事業実施者と家庭・保護者との積極的な連携は当然に必要なことであるが、事業実施者と保健センターなどの全戸訪問を実施している部署などとの連携も必要不可欠である。またこどもの予防接種の状況や発達に関わることなど双方で情報を共有することできめ細やかな配慮を行うことができるのではないか。縦割りの壁を打破し、こどもとその保護者・養育者に適切な対応ができるよう、行政側も対応を変革しなければ実現できない課題であると考えます。

### **7. こども誰でも通園制度に係るシステムの構築について**

システム構築が実施されることは大変歓迎する。しかし、単体でのシステム構築とならず、例えば、デジタル庁で進められている就労証明書のオンラインシステムなどと併せて将来を見据えた包括的に使用できるシステム構築されることを望む。



## 8. 本制度実施に係る施設改修工事などについて

本制度実施にあたり、新たな土地・建物の取得や施設整備を実施する場合には相応の施設整備助成金を交付することをご検討いただきたい。

## 9. 現行の一時預かり事業と「こども誰でも通園制度」の関連について

1) 現時点で1,269自治体で一時預かり事業が実施されているが、449自治体では実施されていない。「こども誰でも通園制度を時間数を越えた預かりは一時預かり事業で対応」とした場合、449自治体ではどのような対応を想定しているのか。

また、自治体が実施している場合でも「現行の一時預かり事業」を事業実施していない事業者は「こども誰でも通園制度」を実施する場合、「現行の一時預かり事業」も実施することになるのか。

2) 保護者目線で考えた場合、現行の一時預かり事業において「私的利用」が認められている中、保護者にとっては「こども誰でも通園制度」との差はないのではないかと。

併せて、利用料を「現行の一時預かり事業」と同水準とし、「通園制度」が開始された以降も従前どおり「現行の一時預かり事業」が実施される場合、月10時間の縛りをもつ「こども誰でも通園制度」への移行が行われるのかなど、「現行の一時預かり事業」との根本的な整理が必要ではないかと。

3) 「こども誰でも通園制度」をしっかりと根付かせるためには、未就園児においては給付制度である「こども誰でも通園制度」が第1次的な利用母体となり、その上で法定13事業である「一時預かり事業（養育困難・負担軽減）」となるような仕組みへの転換が必要ではないかと。

4) 「現行の一時預かり事業」と「こども誰でも通園制度」のこどもを一体に保育する場合（通常保育と「こども誰でも通園制度」を一体に行う場合も含む）、職員について「現行の一時預かり事業」と「通常保育」、「通園制度」で重複が可能となり、給付単価などに影響はないかと。

5) 現時点で「現行の一時預かり事業」が供給不足となっている地域においては「こども誰でも通園制度」をどのように実施することを想定していくのか。

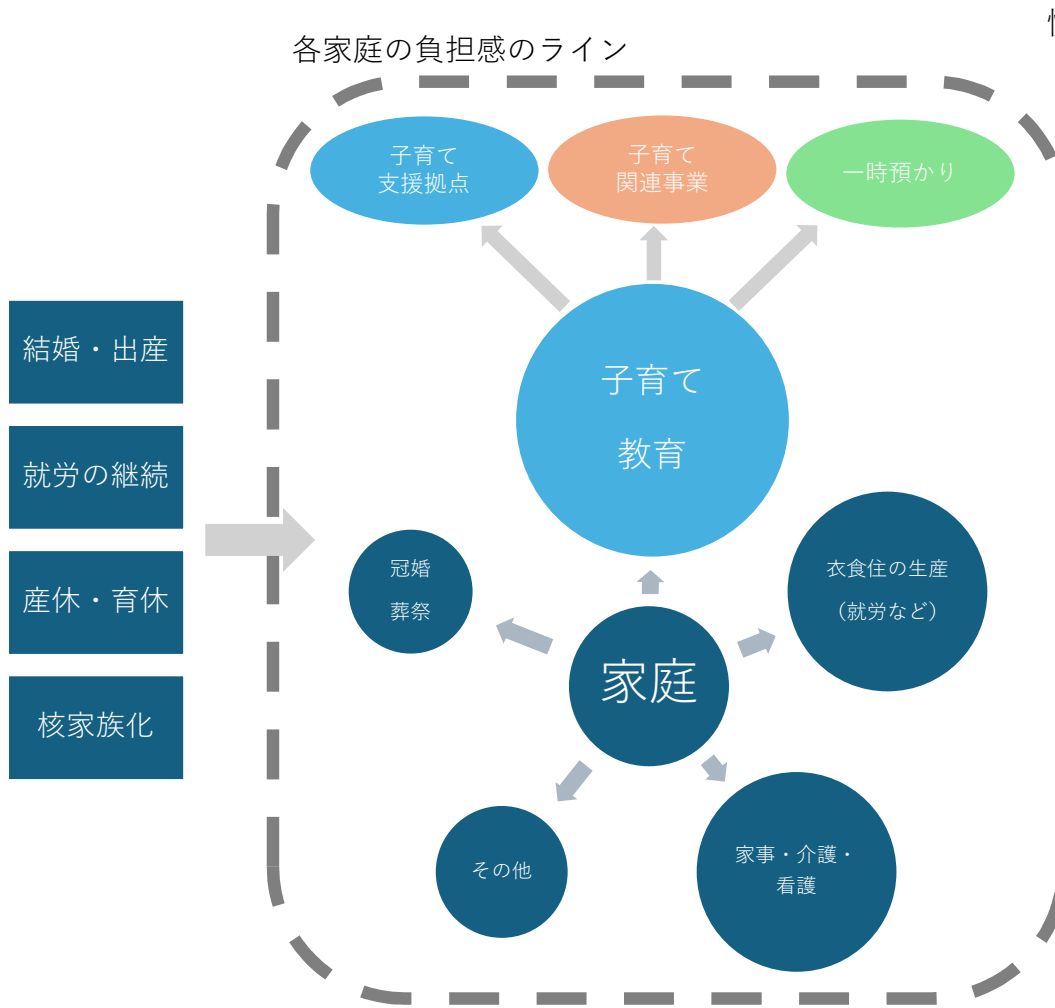
6) 仮に公立幼稚園しかない市町村で、公立が2年保育の場合、保育を必要としない家庭の3歳児は未就園児となる。その場合、こども誰でも通園制度（0歳6か月～満3歳未満児）の対象外となるのか。



# こどもまんなか社会の構築に向けて

子どもの育ちを考えた栃木市モデルの提案

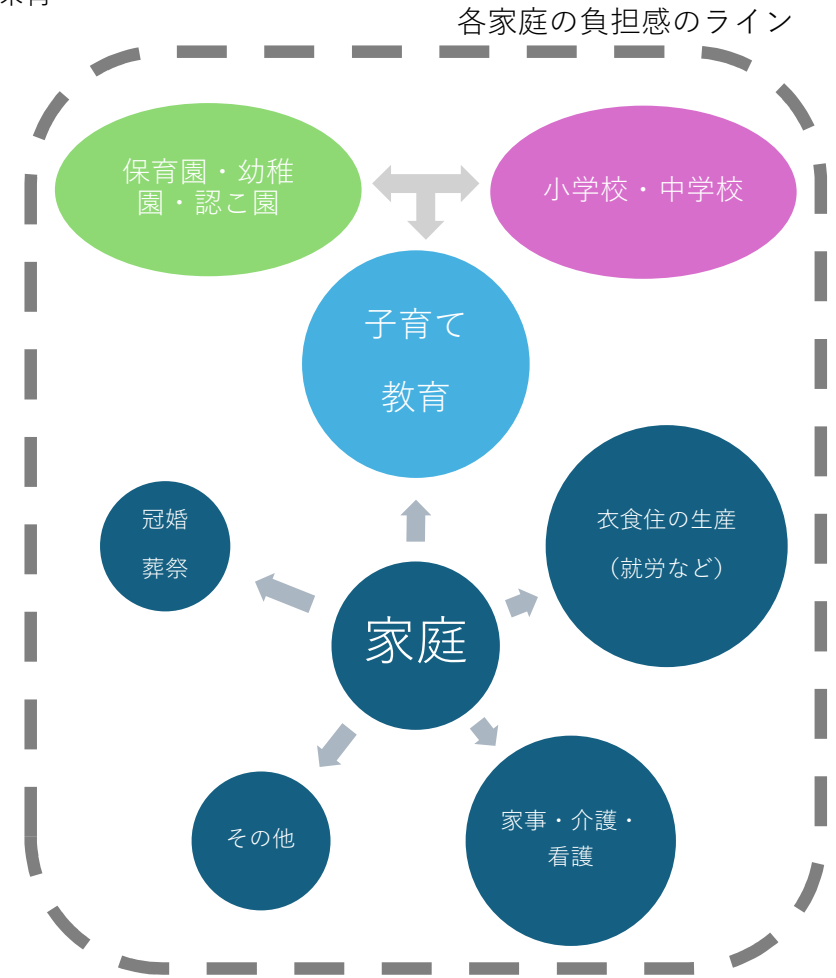
# 現在の仕組み



未就園家庭の構図

- ・子どもは、各家庭から園へ急激な環境変化が必要になり、慣らし保育などの緩和措置が必要。
- ・育休家庭・専業主婦家庭などワンオペ育児の構図。
- ・子育て各事業を利用する際は全て家庭からのアプローチ（申請など）が必要な仕組み

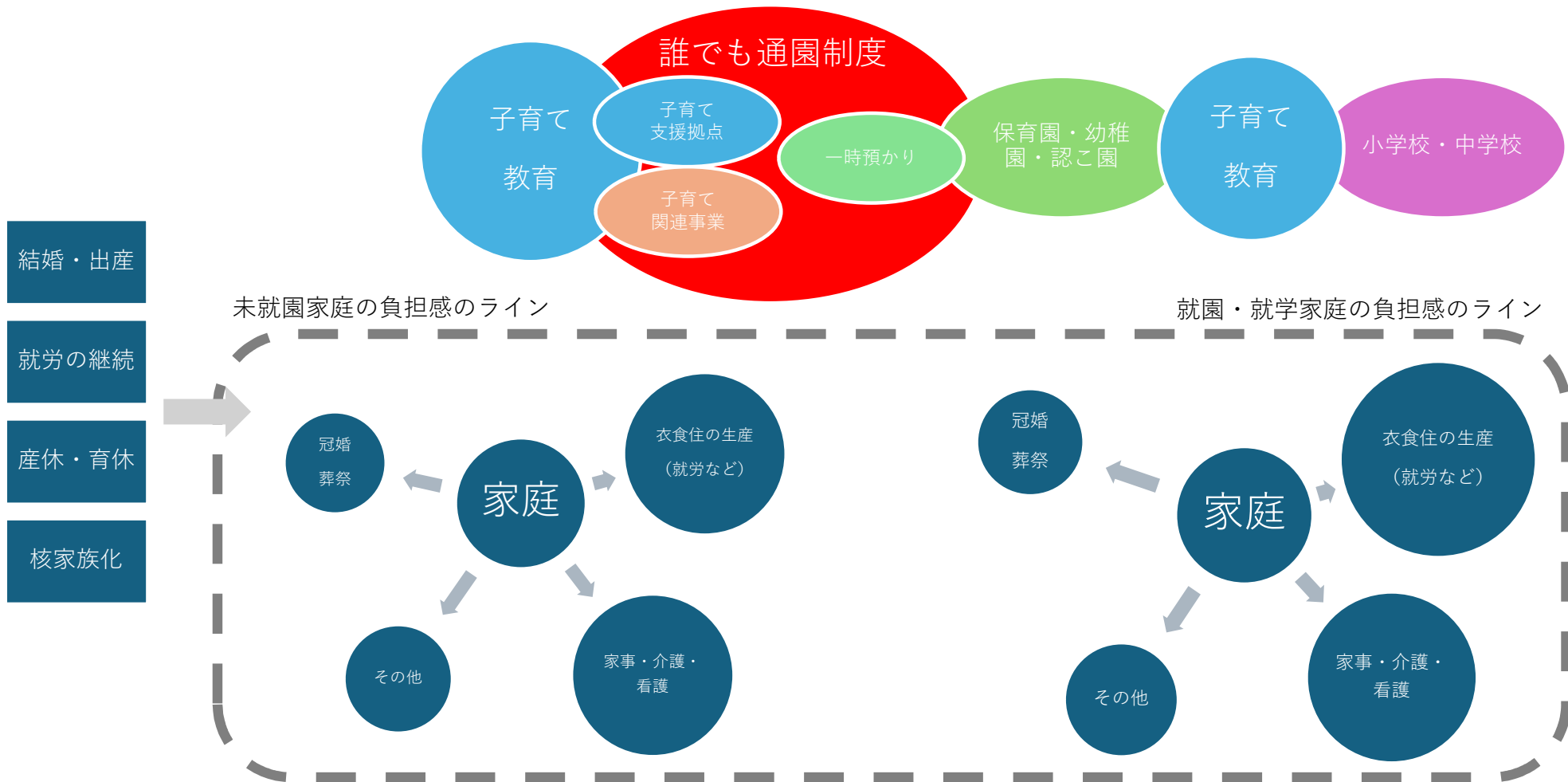
## 慣らし保育



就園就学後の構図

- ・全て家庭からのアプローチ（申請など）による仕組み
- ・子どもと向き合う時間は減るものの、教育・保育機関との関係・就労などの条件が付加

これからの仕組み 子育て・教育を家庭の負担・負担感を軽減する仕組み



誰でも通園制度導入後の構図

- ・ 保育のグラデーションが形成され、慣らし保育等が少なくなり、子どもがこども社会に負担少なく参加できる。
- ・ 生活の中にECECが存在する地域が形成され、申請などによらない子どもの実態に応じた対応が可能となる。
- ・ 就労の有無に関わらない、市内の子育て関連事業が整理される。
- ・ 利用者に対して子育て負担感を軽減できる仕組みとなる。

課題：アウトリーチ・受入れ前に関する課題

- ①問い合わせ対応（SNSなどの活用）②利用者情報の取得（氏名・住所・既往歴・アレルギー・保育認定の有無など）
- ③事前面談の調整と実施④利用日時の調整

課題：受入れ後に関する課題

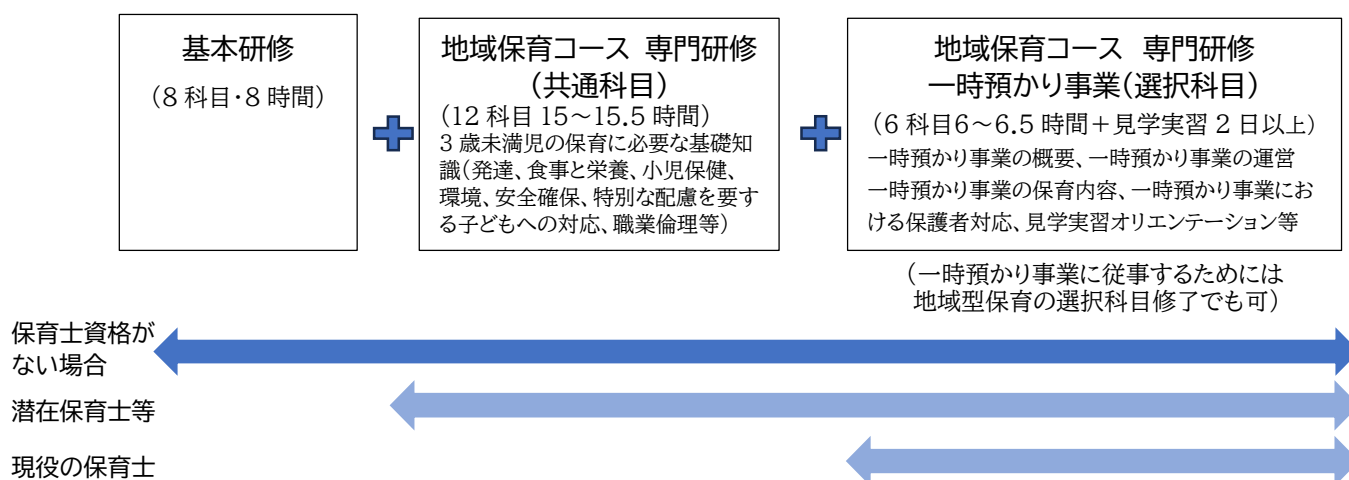
- ①フィードバック（保育中の姿など）②育児相談への対応 ③利用する目的の提案

第3回 こども誰でも通園制度(仮称)の本格実施を見据えた  
試行的事業実施の在り方に関する検討会 意見書

有)エムアンドエムインク 子どもの領域研究所  
所長 尾木まり

I 制度の意義等 「5. 保育者にとっての制度の意義」 研修の必要性について

子育て支援員研修の構成



地域保育コース専門研修の選択科目に、「こども誰でも通園制度(選択科目)」を追加し、「一時預かり事業(選択科目)」の内容を「こども誰でも通園制度」に特化した内容に編成し直すことが考えられる。ここで事業目的や、保育所等で行われる継続的な保育との違いを学ぶことや、「こども誰でも通園制度」の意義を学び、このような制度に関わる上での専門性や、保育士としてのモチベーションを高めることにつながる講義内容とすることが考えられる。

また、子育て支援員研修では、見学実習の仕組みが組み込まれていることも特徴であり、モデル事業等を実施した運営者への見学実習や、見学実習に替わる視聴覚教材を活用した講義などを行うことが考えられる。

この研修はあくまでも入口の研修として位置づけ、さらに、専門性を向上させるために、運営者向け、現役保育者向けの研修も組み立てていく必要がある。

II 試行的事業実施の留意事項

「2. 試行的事業の全体像」 利用可能時間を「月10時間」と設定することについて

本制度は、利用を希望する者だけが利用する制度ではなく、6か月から2歳までのすべてのこどもに保障する通園時間であり、まずはすべてのこどもが利用できる仕組みとすることが最優先事項である。申ししようとしても、定員が埋まっていて利用できないことがない状態にすることが先行されるべきである。

また、利用料金についての保護者負担の考え方として、全国統一なのか、自治体単位で統一されるのか等の考え方を確認させていただきたい。これまで減免が必要な家庭への配慮が必要という話題は出たが、例えば、上乗せ徴収等については、どのように規定されるか。定員に空きがあっても、上乗せ徴収があるために、利

用できない家庭が出ることも考えられ、そういったことに関しても一定の規定が必要ではないだろうか。

さらには、多胎児、きょうだい児、障害のある子ども等の状況により、通園の困難性を抱える家庭にどのような支援体制を構築すべきかという検討も必要と考える。

### 「人員配置」について

人員配置を令和5年度のモデル事業と同じく、一時預かり事業の配置基準と同様とすることには基本的に賛成であるが、制度導入時には利用に慣れていない子どもが多く見込まれ、個別に対応することが必要になる子どもも多いことが考えられる。保育者の最初の対応が、子どもの慣れやその後の過ごし方に影響を及ぼすことも考慮し、とりわけ導入時期には手厚い人員配置が必要になることについても検討が必要である。

2023年11月8日

こども誰でも通園制度（仮称）の本格実施を見据えた試行的事業実施の在り方に関する  
検討会（第3回）への意見書

NPO 法人子育てひろば全国連絡協議会  
認定 NPO 法人びーのびーの  
理事長 奥山千鶴子

1. 制度の意義・目的について

こども誰でも通園制度と一時預かり事業の関係性において、一時預かり事業がいわゆる「上乘せ・横出し」に対応可能な事業として整理するということなら、就労していない在宅子育て家庭支援に関するこどもの保育・預かりの目的については、「保護者の立場からの必要性」及び「全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備する」といった両方の目的にそろえていく必要があると考えます。

親のためなのかこどものためなのかといった2元論ではなく、親の支援、こどもの育ちどちらにとっても必要であるといった認識が必要だと思えます。資料においても、こども誰でも通園制度の趣旨は、いわば、ポピュレーションアプローチでありながら、ハイリスクアプローチも含まれるといった家庭支援がしっかり位置づけられている点からも、家族を包括的に支援するという考え方に基づくことが適切だと思えます。

2. 保護者にとっての意義

負担感の軽減が示されていますが、加えてこどもと離れ自分のための時間を過ごすことで、自分の状況を客観的に捉え、子育てにゆとりを持つことが可能となる面が大きいと感じています。迎えに来た親たちは、これまで以上にこどもが愛おしく感じられるということをお話する場面を多く見えています。

3. 対象者について

こども誰でも通園制度の対象者は、就労要件を問わず専業主婦家庭等を含めた保育所等に通っていないこどもとなっていますが、0歳児の場合は育休取得中の家庭も多く、また多様な働き方の家庭があるなか、「専業主婦家庭」という表現よりは、「在宅子育て家庭」の方が適切ではないかと考えます。

また6か月未満の保育所等に通っていない家庭への支援について、伴走型相談支援が挙げられていますが、相談だけではなく具体的な支援サービスにつながる事が重要です。産後ケア事業、産後サポート事業、家事育児支援等の充実とセットで考えなくてはならないと思えます。また、こども誰でも通園制度の対象者が6か月以上となった場合、6か月未満の

お子さんの一時預かり事業について取り組んでいる自治体、事業者への補助、人員配置等が手厚いものになるよう希望します。

#### 4. 保育者にとっての制度の意義

保育者のやりがいや緊張感に留意した検証が挙げられていますが、保育者の「こどもの泣きに対する対応」についても検証いただければと思います。こどもが泣いたときに声かけをして抱っこなどをしてあやす等のケアをする一方で、親の置かれた現状への理解、親子の関係性の理解等総合的に認識して、子どもに向き合える状況を確保するための保育者の心理状況の分析等が必要だと感じます。

例えば、講座保育を長年担当している保育者は、はじめての預かりでこどもが泣くことを前提に、保護者の学びの時間の必要性に対して深い理解と共感をもち、こどもが短い時間でも豊かに過ごせるよう力を尽くして活動している方々が全国にいます。地域子育て支援拠点においても、講座保育を担当する保育者グループの養成をしているところが多数あります。同様に、一時預かり事業の実施にあたり、利用者に寄り添った活動を実施している保育者の思いや、こどもへの対応のスキル等について、試行的実施の中で検証いただければと思います。

#### 5. 多機能化の視点について

保育所等だけでなく、地域子育て支援拠点、障害児支援事業等も同様に多機能化を進めているかと思えます。こどもだけではなく、家族の包括的支援はどの分野も必要とされ、それぞれが多機能化や連携を深めていく必要があると考えます。また家庭の包括的支援については地域子育て相談機関、利用者支援事業基本型との連携や活用をお願いします。

#### 6. 施設・事業類型ごとの事業実施イメージについて

地域子育て支援拠点事業については、保護者が利用しやすい自由利用がなじみやすいのではないかとの記載がありますが、地域子育て支援拠点事業においても専用室にて実施している事業者が多数あることから定期利用についても実施することが可能であり、自由利用に限定せずに実施イメージを提供していただきたいと考えます。

#### 7. 個人情報の取扱いについて

こどもの情報把握のためのものは事業所間の共有が必要であると考えますが、日々の記録については、個々の事業所が把握するので良いと考えます。日々の記録の他機関への共有の許可を保護者に求めることが、制度の利用を躊躇させることにならないよう配慮が必要だと考えます。



# 福岡市における 未就園児の定期的な預かり モデル事業の実施状況

令和5年11月8日

福岡市こども未来局子育て支援部運営支援課

# モデル事業の概要

## 1 予算

21,852千円

うち国補助（保育対策総合支援事業費補助金）が10分の9

## 2 福岡市実施数

3施設（公募で選定した3施設と福岡市が委託契約を締結 委託額 1施設当たり 約 7,000千円）

## 3 実施内容

実施日

月～土曜日（12月29日～1月3日除く）

実施時間

7時～18時までの範囲で8時間

利用定員

10人以上（0歳：2人、1歳：4人、2歳：4人は必須  
3～5歳の定員は自由設定）

利用料金

1日 1,000円（給食代・雑費込み）（生活保護世帯、住民税非課税世帯は無料）

# モデル事業実施施設

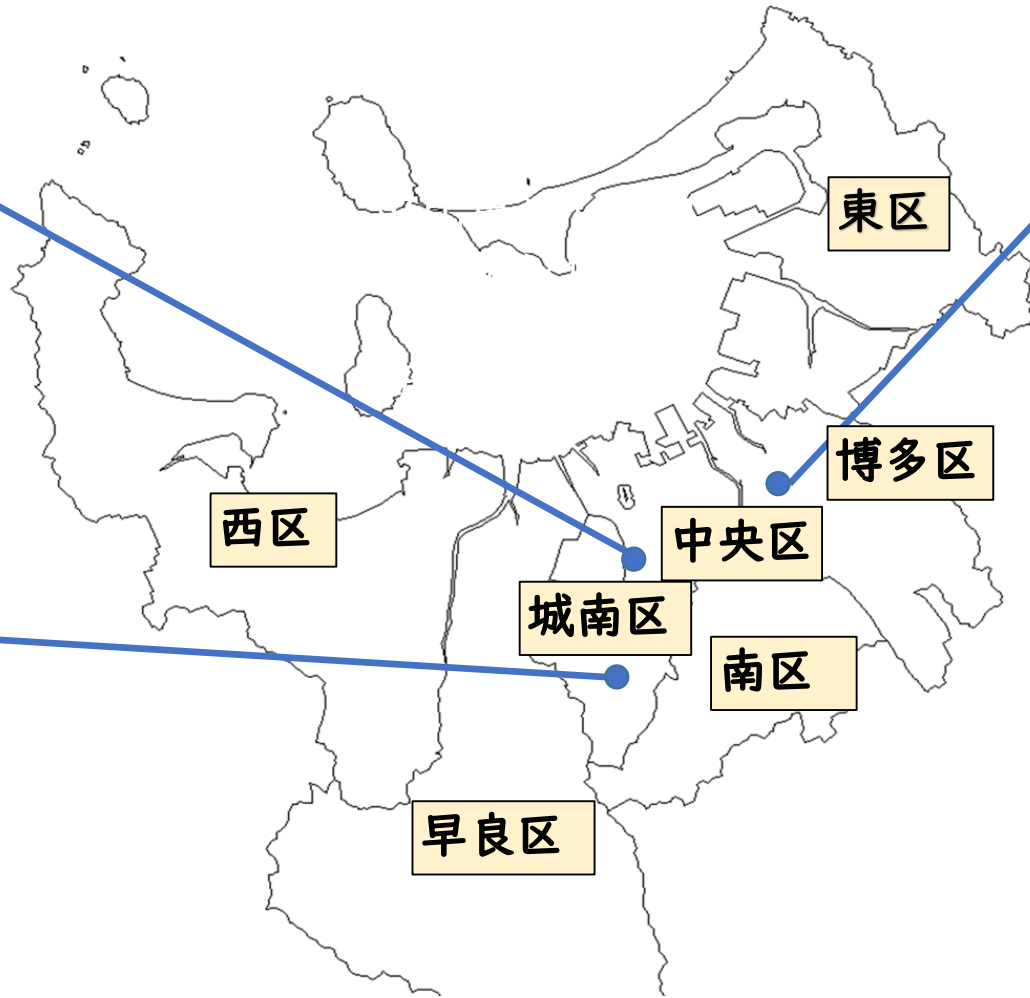
リトルワールド  
あゆみ保育園  
定員：10名  
形態：余裕活用型



中比恵ソレイユ  
ガーデン保育園  
定員：10名  
形態：一般型



南片江保育園  
定員：13名  
形態：一般型



# モデル事業申込者数および利用者決定方法

## 1 申込者数

3施設合計 390名（うち 0歳児181名 1歳児173名）

## 2 利用者決定方法

- ◆ 下記の家庭は優先利用者として優先的に利用できるように利用者を決定。
- ◆ 優先利用者決定後の残り枠は抽選にて利用者決定。

### 国要綱

要支援家庭等、ひとり親家庭、障がい児、生活保護世帯  
在園児の兄弟姉妹又は兄弟姉妹（多胎児含む）で同時に利用希望

### 福岡市独自項目

保護者又は兄弟姉妹が障がいを有する場合

## 3 利用決定人数

3施設合計 122名 （※200名以上がキャンセル待ち）

## ● 保護者の負担軽減

- ・ 自分の時間を持つことができたことで、心身の余裕や子育てのゆとりが生まれた。
- ・ 保育士からの声かけや面談により、頼れる場所ができたと感じ、育児負担が軽減された。
- ・ 保育士からの助言により、今後の家庭保育の参考になった。
- ・ 将来、保育園等に入園する際の見通しが立った。

## ● 子どもの成長

- ・ 新しいことへ挑戦する機会が生まれた。
- ・ 歳の近い友達ができた。
- ・ 保育士との触れ合いにより、子どもの言葉が増えた。親以外に甘えられる人ができた。
- ・ 他者への興味が生まれた。
- ・ 給食を食べることで食への興味が増え、偏食が減った。

## ● 保育士のやりがい

- ・ こどもの成長に触れ、地域の子育て支援に関わっている実感があり、やりがいを感じる。

## ● 利用者ニーズを踏まえた施設の確保

- ・ 利用者ニーズに対応できるように、実施施設を増加させる必要がある。
- ・ 多様な施設で事業を実施する必要がある。

## ● 利用料金のあり方

- ・ 通常保育及び一時預かり事業との利用料金の整合性の整理が必要。
- ・ お迎え時間に遅れる保護者に対する延長料金導入の検討が必要。
- ・ 当日キャンセルの場合の対応について検討が必要。

## ● 保育士の負担軽減

- ・ 曜日ごとに預かりの子どもが異なり、異なる集団が形成されるため、「仕事の負担が増えた」との意見があった。（特に余裕活用型）

## ● その他

- ・ 障がい児を受け入れる曜日は、当日預かる子どもの数を少なくし対応したが、加配保育士の配置が可能であれば、受け入れの人数を調整せずに対応できた。
- ・ 要支援家庭について、行政から施設に情報提供することに同意が得られない場合の対応。

# モデル事業実施自治体としての提言

## ● 利用者ニーズを踏まえた施設数の確保

- ・ 子育てが孤立しやすい都市部においては、当該事業の利用者ニーズは極めて高い。
- ・ 保育所等に空き定員がなくても、利用者ニーズに応えるための環境整備が必要。

- ・ 利用者ニーズに対応できるよう、各自治体が必要となる補助額を十分確保すること。
- ・ 利用者の選択肢が増えるよう、幼稚園や小規模保育事業所など希望する事業者が参入しやすい制度とすること。

## ● 利用時間の確保

- ・ 月10時間の上限は、利用者・モデル事業実施事業者から、少なすぎるとの意見が多数。
- ・ モデル事業実施自治体にとっては、今年度に比べ、預かり時間が縮小する。

- ・ 給食や異年齢児交流等の体験による児童の発達促進や、保護者の負担軽減のためにも、利用時間を十分確保すること。

こども誰でも通園制度(仮称)の本格実施を見据えた  
試行的事業実施の在り方に関する検討会

# 提出資料

社会保険労務士法人ワーク・イノベーション

代表 菊地加奈子



こども誰でも通園制度は非常に意義ある事業であると考えられる一方で、その担い手たる現場の保育者の不安が未だ大きい状況です。

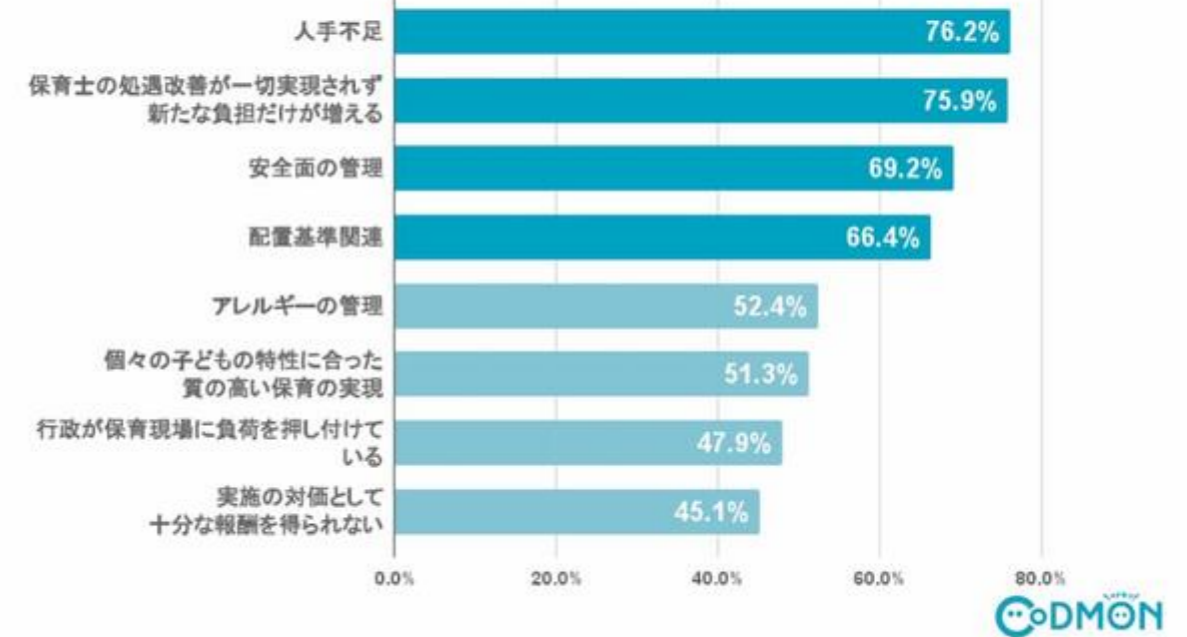
保育者に対して事業の意義ややりがいを誠実に伝えること、保育者の不安についてしっかりと寄り添うことは事業実施において欠かせないプロセスと考えます。

前回の資料において、

- ①保育者のストレス状況の客観的把握の強化
- ②専門家連携
- ③保育者の処遇改善

について言及しましたが、左記アンケート結果も踏まえ、今回は具体的提言を加えています。

Q 制度の実施にあたり特に懸念する点をご回答ください。  
(複数選択可、上位8位のみ表示)



- ・調査対象：コドモンを利用する全国の保育施設
- ・調査方法：メール案内、WEB回答方式
- ・調査期間：2023年7月18日(火)～2023年8月4日(金)
- ・回答数：357件
- ・調査会社：株式会社コドモン

保育者にとっ  
ての意義を高  
める

事業実施に向けて、職場環境整備に対する実現可能な方法を検討してください。

1. 人材不足への対応
2. 客観的なストレス把握
3. 配置基準の再検討
4. キャリアの多様性と処遇改善等加算
5. 事業者の体制に応じた受け入れ



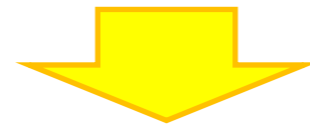
保護者にとっ  
ての意義を  
高める

「保護者が子どもから離れる時間を持つ意義」に対する保育者の不安があります。  
「育児に関する負担感の軽減」⇒意義をよりポジティブに示す必要があるのでは？

## 保育者にとっての制度の意義

○ 保育者にとってみると、

- これまでの保育と比べた難しさがある一方で、これまでかかわることの少なかったこどもや家庭とかかわることで、専門性をより地域に広く発揮できること
- 保育所等では普段かかわることの少ない、在宅で子育てする保護者ともかかわっていくことができ、その保護者に対して家庭だけでは気づかないことを伝えたり、育児負担や孤立感・不安感の解消につなげていくなど、在宅で子育てをする保護者に対しても専門性を発揮することができる



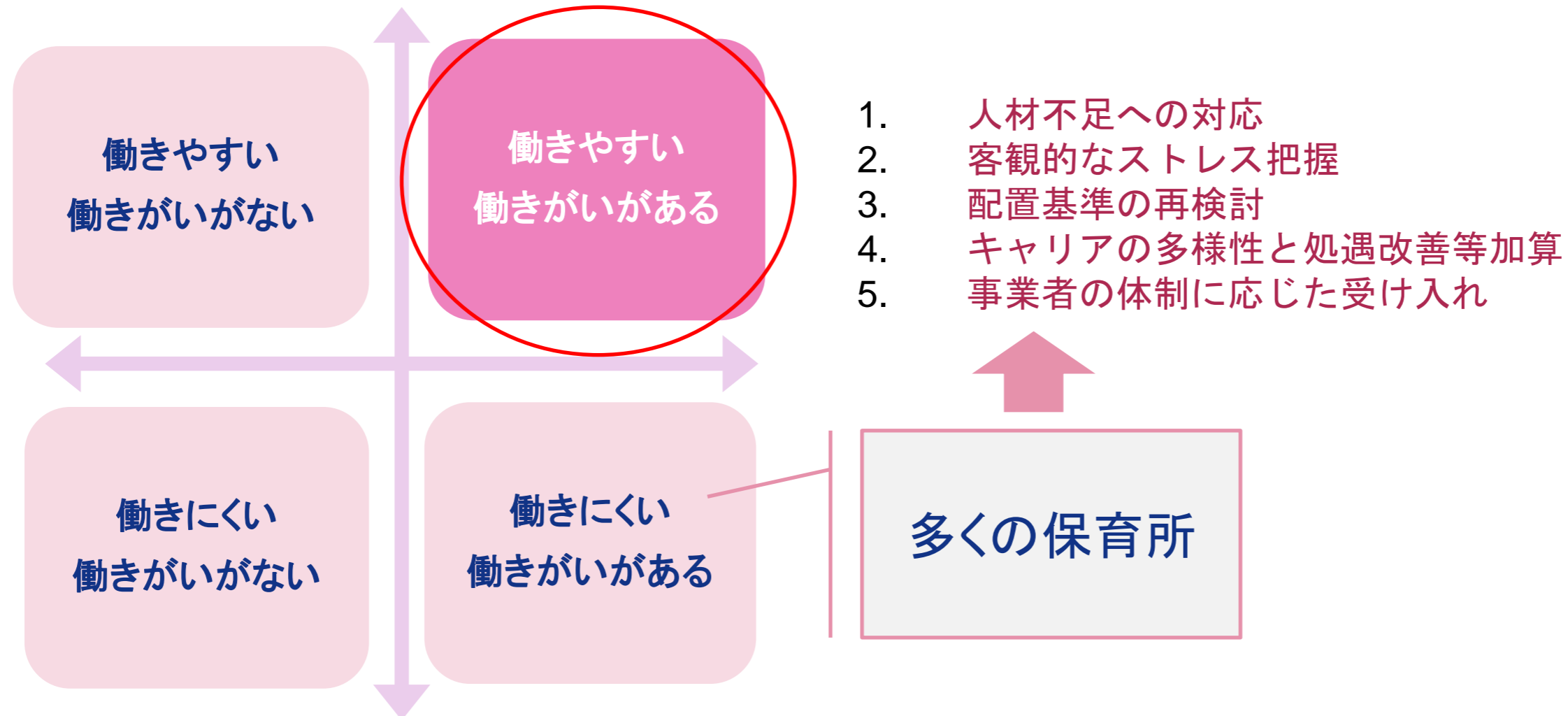
ともすれば世間のイメージとして「働いている親の代わりに保育をする人」と捉えられることすらある

**「すべての乳幼児の育ちにとって保育者による関わりが有意義にはたらく」**

ということを改めて定義し、保育の社会的価値と保育者のやりがい双方を高めていくべきではないか。

一方で・・・やりがいを伝えるだけでは保育者は疲弊し、質の向上は見込めない

働きやすく、働きがいがある組織が最も生産性が高い = 保育の質も高い



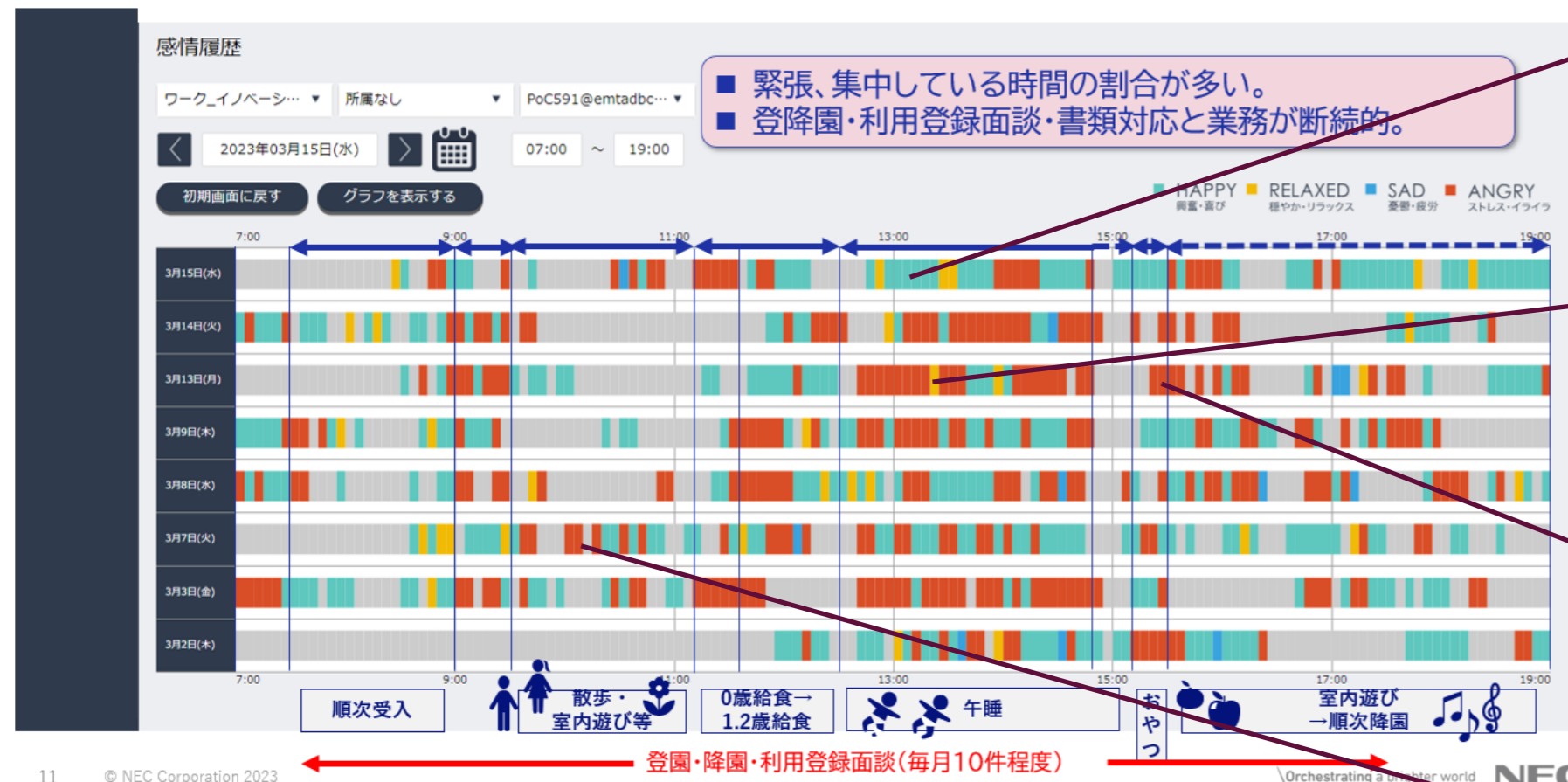
## 潜在保育士のキャリア再構築

- 出産や育児を理由に保育士等の仕事を辞めた人たちの不就労期間は、キャリアブランクではなく、自らの育児経験を通して新たなスキルを身に付けた期間。
- パートで短時間勤務、時間帯限定の働き方であれば職場復帰を希望する人は、誰でも通園制度における勤務体制に馴染みやすい。
- 実際に、保育士であっても自身の子育てに悩む経験をすることで、子育て支援に貢献したいと考える人は一定数いる。
- 短時間のパートであっても、自らが主体的に動くことができることで、モチベーションも上がり、キャリアの再構築という点においても有意義となる。
- ただし、経験に頼るだけでは足りない部分もあるため、研修受講は積極的に促していくことも重要。

# (保育者の意義) - 2. 客観的なストレス把握

労働安全衛生法上のストレスチェックは原則、非開示。(メンタル不調やハラスメント等への言及もあるため) 職員間で心身の負荷を時間的に検証するためであれば、共有に対する抵抗はない。

## 分析結果例3:フルタイム保育士@一時預かり保育園



比較的慣れている子が多かった日で、休憩もしっかりと取れた。午後の保育においても感情が安定している。

⇒先着順で受け入れるのではなく、ある程度調整をさせてもらいながら安全と保育者の負担のバランスを考えると保育もより充実するのでは

初めてで午睡ができず、ずっと泣いていた児童の対応をしていた。初めての場所で排尿もできず、おむつが全く濡れないような状況で、保育者も心配な気持ちが大きかった。

⇒保護者と共有して対応を考えることに

お迎え時間が重なった上に、非常に深刻な子育ての悩みを相談された。

⇒お迎え時間は10分程度ずらしてもらおうようあらかじめ伝えておくなどするとよいのでは。また、ストレスの逃し方についても研修等で共有したい。

園庭がない施設だと、お散歩の際の緊張感が大きい。皆で歩くことに慣れていないと個別対応が求められる。お散歩に行きたくない子もいる。

⇒あらかじめ保護者に確認の上、子育て支援員の加配などを検討しておく必要がある。

**検証することで自分たちの状況を知り、適切な解決策を考えることができる。**

## (保育者の意義) - 3. 配置基準(1)

配置基準：「令和5年度のモデル事業と同じく、一時預かり事業の配置基準と同様とする」

→現実的に実現可能な方法で保育者に余裕を持たせるべき

### 【根拠】

- 通常の保育に付帯して実施している余裕活用型・一般型の一時預かりは受け入れ人数が少ないが、誰でも通園では受け入れ人数が増加することが考えられる。
- 参考) 横浜市の乳幼児一時預かり事業は、通常の一時的預かりよりも配置基準が厳しく、すべての年齢の子どもに対して3：1の配置となっているが、それでも不足を感じており、保育者の休憩要員をはじめとした加配を独自に行っている状況。
  - 送迎時の情報共有、報告、相談対応は通常の3倍以上の時間がかかる
  - 短時間利用であると給食前後の慌ただしい時間帯のお迎えが多い
  - 新規の登録面談を毎日のように行っている（30分～1時間）
  - 日々登園する子が異なるため、ロッカーやくつ箱の準備等、翌日の準備にも時間がかかる

### 配置基準についての提案

- **人員配置を手厚くする**

保育士有資格者に限定することは安心感につながる一方で、人員確保が難しいことにより受け入れを制限せざるを得ない状況も想定される。

子育て支援員による補助者加配に加算を行い、保育士が本来の業務に集中できる体制を整えることを目指すのであれば実現可能と思われる。

- **人員の専従規定の緩和**

施設型給付と子育て支援事業では専従職員を分ける必要があるが（※応援勤務は認められている）、新しい給付の職員も同様の考えか？

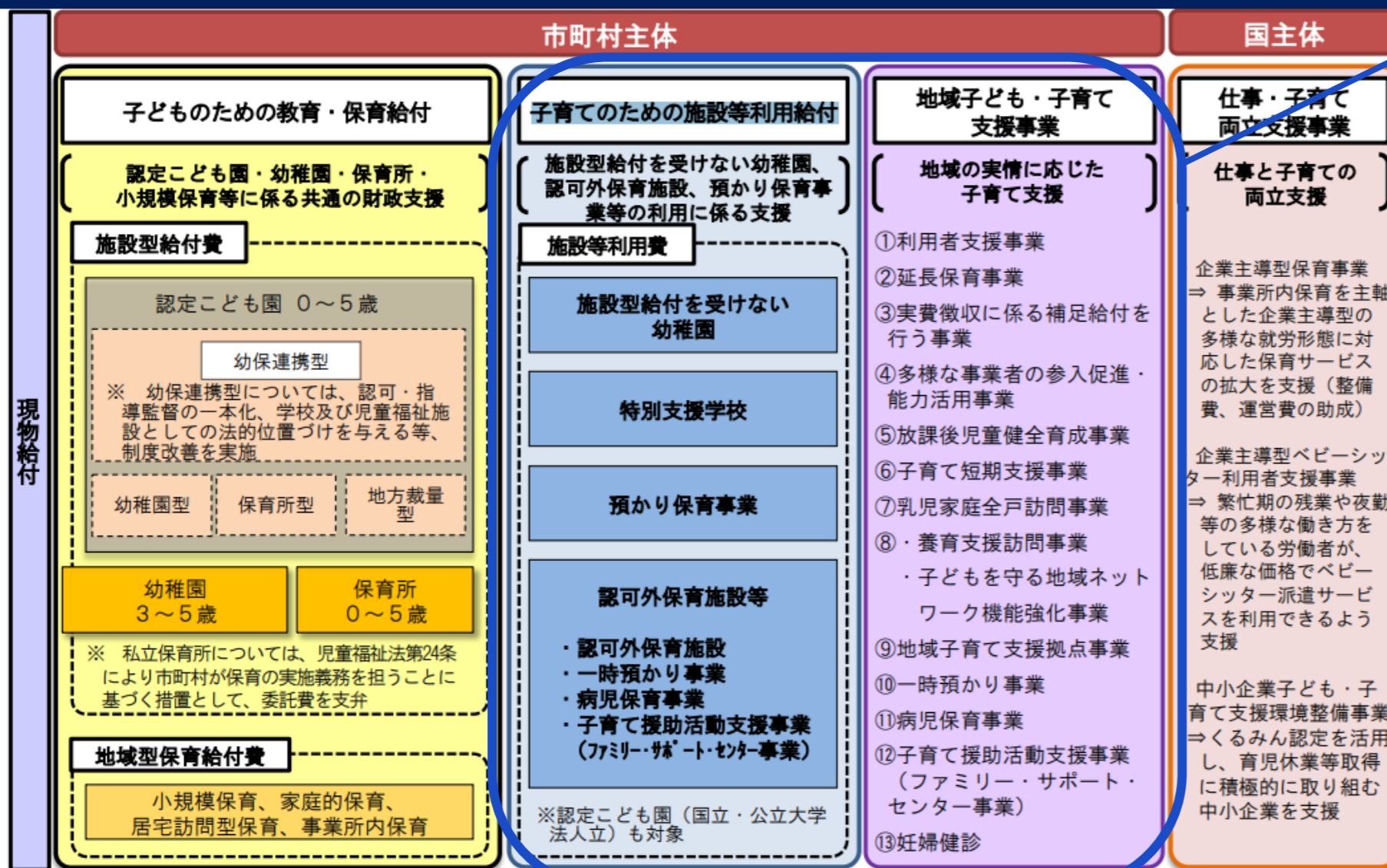
インクルーシブ保育同様、人員の専従規定の緩和を行ってはどうか？



# (保育者の意義) - 4. キャリアの多様性と処遇改善等加算

保育士がその専門性を発揮し、活躍する場が広がっているのに対し、自由なキャリア選択を阻害する要因がある。

## 子ども・子育て支援制度の概要



処遇改善等加算を算定する際、勤務履歴を経験年数に含めることができる=キャリアとして認められている。

**しかし、ここで専任で勤務する保育者は処遇改善の対象外となる。**

保育の多機能化が図られているのであれば、保育士の多様なキャリア選択が尊重されるしくみであるべき。

**誰でも通園制度に関しても、貴重なキャリアとして位置づける待遇を保障すべきでは。**

### 多様なキャリアを尊重できるしくみづくりを

- ✓ 正職員、限定正職員、短時間制職員、（正職員と）職務同一パート、柔軟なキャリアパス（ライフステージに応じてキャリアアップもキャリアダウンも可能な仕組み等）、各施設の組織づくりを支援する体制を構築してほしい
- ✓ 「施設に対する加算」の場合、確実に職員の処遇改善につながらない場合がある。施設型給付の施設等で誰でも通園制度を実施する際、保育者の在籍は施設型給付で統一し、誰でも通園制度の専従者であっても処遇改善等加算の算定の基礎に含めるしくみとしてほしい
- ✓ 上記に連動して、キャリアアップ研修（6分野＋マネジメント、保育実践）を軸に実施施設の研修受講を推奨していくとよいのではないか。
- ✓ 保育者にとって、「誰でも通園制度は高度なスキルを持ち合わせた上で子どもの健やかな育ちに寄与するものである」という、専門職としての誇りを持ち合わせてもらう上でも、処遇改善や研修受講推奨は強く推し進めるべきと考える。

## (保育者の意義) - 5. 事業者の体制に応じた受け入れ

事業者の規模や職員体制にも留意すべきではないか。

本事業は、こどもの状況・家庭の状況に関わらず、保育所に通っていないこどもの受け入れを行うことにより、すべての子育て家庭に対する支援強化が求められている。その目的自体は非常に素晴らしいものである一方で、開始時点から全事業者に対して同じ基準を設けることはハードルが高いのではないか。

さまざまな事業者が実施主体となり得ることから、事業者ごとの状況に合った受け入れとすることが必要。

(現状の保育所等においてもアレルギーの受け入れに関してはアナフィラキシーのリスクがあり、エピペンをお預かりする必要がある児童に関しては受け入れが難しいこと、調理施設の構造上、除去は行うものの同じ施設内での調理となること等を丁寧に説明してご理解を頂くこともある)

決して対象児を排除しようとしているのではなく、園児の安全と職員の安心、信頼関係の構築が優先事項ではないか。

その上で、研修受講等・フォロー体制強化を進めながら各施設が徐々に受け入れ可能な体制に向かうことが現実的であると考えます。

実施施設は誠実に提供可能な情報を開示することを推奨してほしい。

少子化対策なのであれば、子育てのネガティブな部分ばかりに焦点を当てず、指針が示す子育て支援の意義とともに前向きなメッセージを送ってほしい。


## 3. 保護者にとっての意義

保護者にとっても、こどもに対するかかわりや遊びなどについて専門的な理解を持つ人とのかかわりにより、ほっとできたり、孤立感、不安感の解消につながるとともに、月に一定時間でも、こどもと離れ自分のための時間を過ごすことで、育児に関する負担感の軽減につながっていく。

保育所保育指針：

【保護者と連携して子どもの育ちを支える視点】

保護者に対する子育て支援に当たっては、保育士等が保護者と連携して子どもの育ちを支える視点をもって、子どもの育ちの姿とその意味を保護者に丁寧に伝え、子どもの育ちを保護者と共に喜び合うことを重視する。



専門的な理解を持つ人と、子どもの育ちを共に喜び合えるようになることで、子育ての楽しさを実感できるようになる。



## 意見書

2023年11月8日

子ども達のために、日本を変える

**Florence**

# 制度設計に関する5つの提言

# 提言1.対象年齢

- 現時点の案では、対象年齢を「0歳6ヶ月～」としています。  
「0歳6か月までは伴走型支援や産後ケア事業等に対応することを想定し、こども誰でも通園制度では0歳6か月～2歳児の未就園児のいるすべての家庭を対象とすることを想定※1」
- 前回の検討会では、現場の受け入れ能力を懸念して対象を「0歳6ヶ月～」に限定すべきという声も上がりました。
- しかし、**子どもの虐待死の約半数は0歳児**です※2  
0歳前半の時期ほど虐待リスクが高く、支援を必要としています。

# 提言1.対象年齢

既存の「産後ケア」「一時預かり」では十分にカバーできていません

[一時預かり事業の実態調査より] ※1

一時預かりの受け入れ年齢は

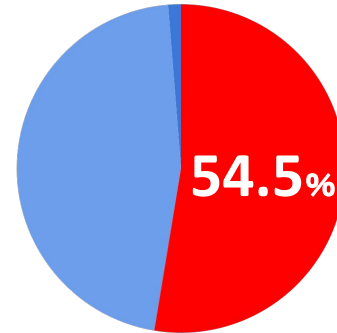
(平均) **生後半年** ～

定期利用以外	定期利用
n=251	n=116
<u>平均値：5.5 か月以上</u>	<u>平均値：5.7 か月以上</u>
最大値：11 か月以上	最大値：11 か月以上
最小値：2 か月以上	最小値：2 か月以上

[産後ケア事業の実態調査より] ※2

本人からの利用希望だけでは  
利用を認められない自治体が

**半数以上**



- 本人からの利用の希望に加え市町村において総合的に要件に該当するかを個別判断し、利用の可否を決定する
- 本人からの利用の希望があれば要件に該当するとして基本的には利用を認める
- その他

出典▼

※1：三菱UFJリサーチ&コンサルティング『一時預かり事業の実施状況に関する調査研究報告書』（2023年）[https://www.murc.jp/\\_content/uploads/2023/04/koukai\\_230413\\_02.pdf](https://www.murc.jp/_content/uploads/2023/04/koukai_230413_02.pdf)

※2：厚生労働省『産後ケア事業の実施状況及び今後の対応について』（2023年）[産後ケア事業の実施状況及び今後の対応について](#)



# 提言1.対象年齢

## 課題

対象年齢が「0歳6ヶ月～」となっており、  
虐待リスクの高い0歳前半の親子にアクセスできない



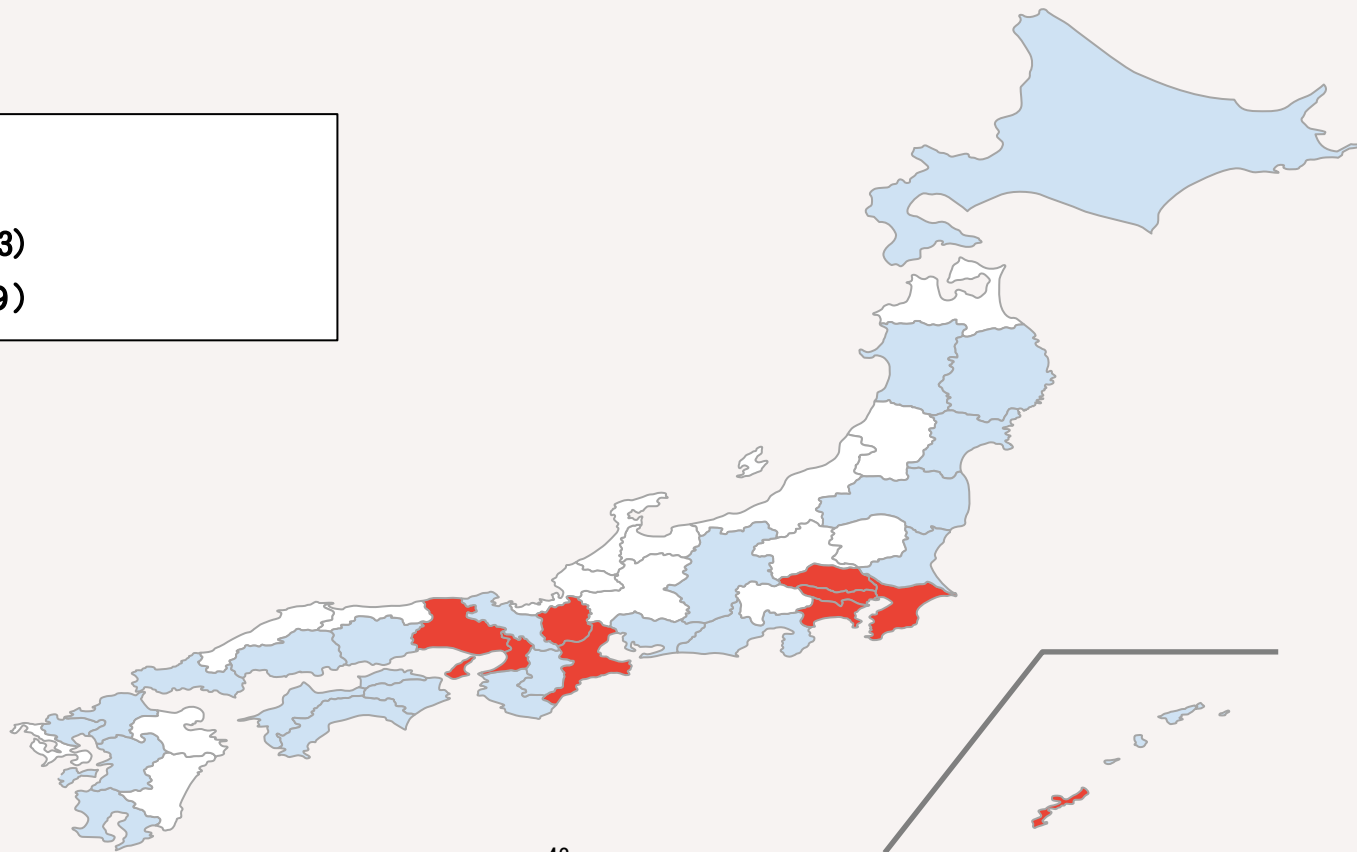
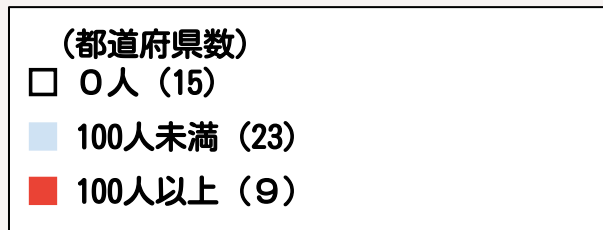
## 解決策

「0歳6ヶ月～」の年齢制限は廃止すべき。  
少なくとも保育園側が受け入れたいと言った場合においては、  
それを妨げる必要はない。

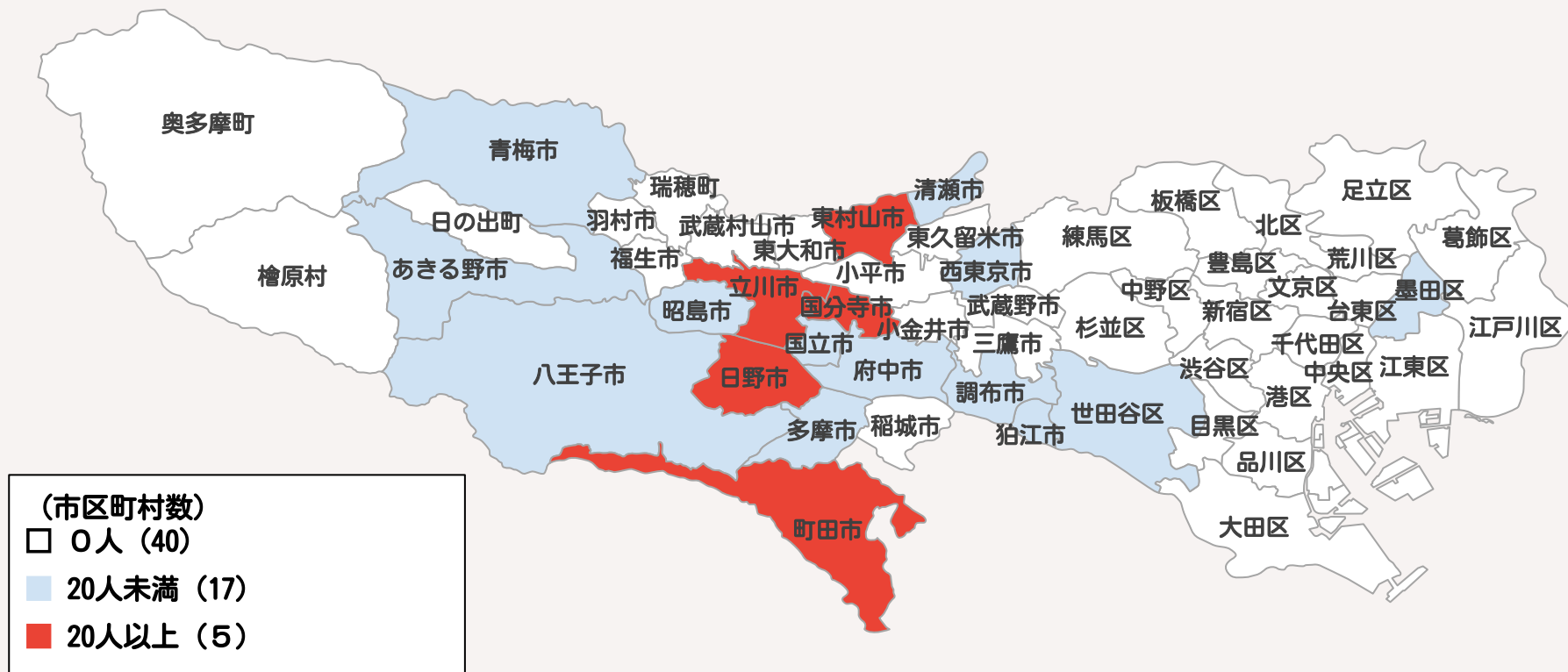
## 提言2.利用時間

- 現時点の案では、利用時間の上限を「**月10時間**」としています。  
「2024年度の試行的事業では、補助基準上一人当たり「**月10時間**」を上限として行うことを検討している。※1」
- 前回の検討会でも「月10時間では少ない」との意見が多く、現場アンケートで多数を占めた意見も「**月36時間以上**」でした。
- 「**月10時間**」の理由は、**全国の自治体で提供体制を確保するため**のことで、**待機児童数や定員充足率には地域間格差が大きい**のが現状です。

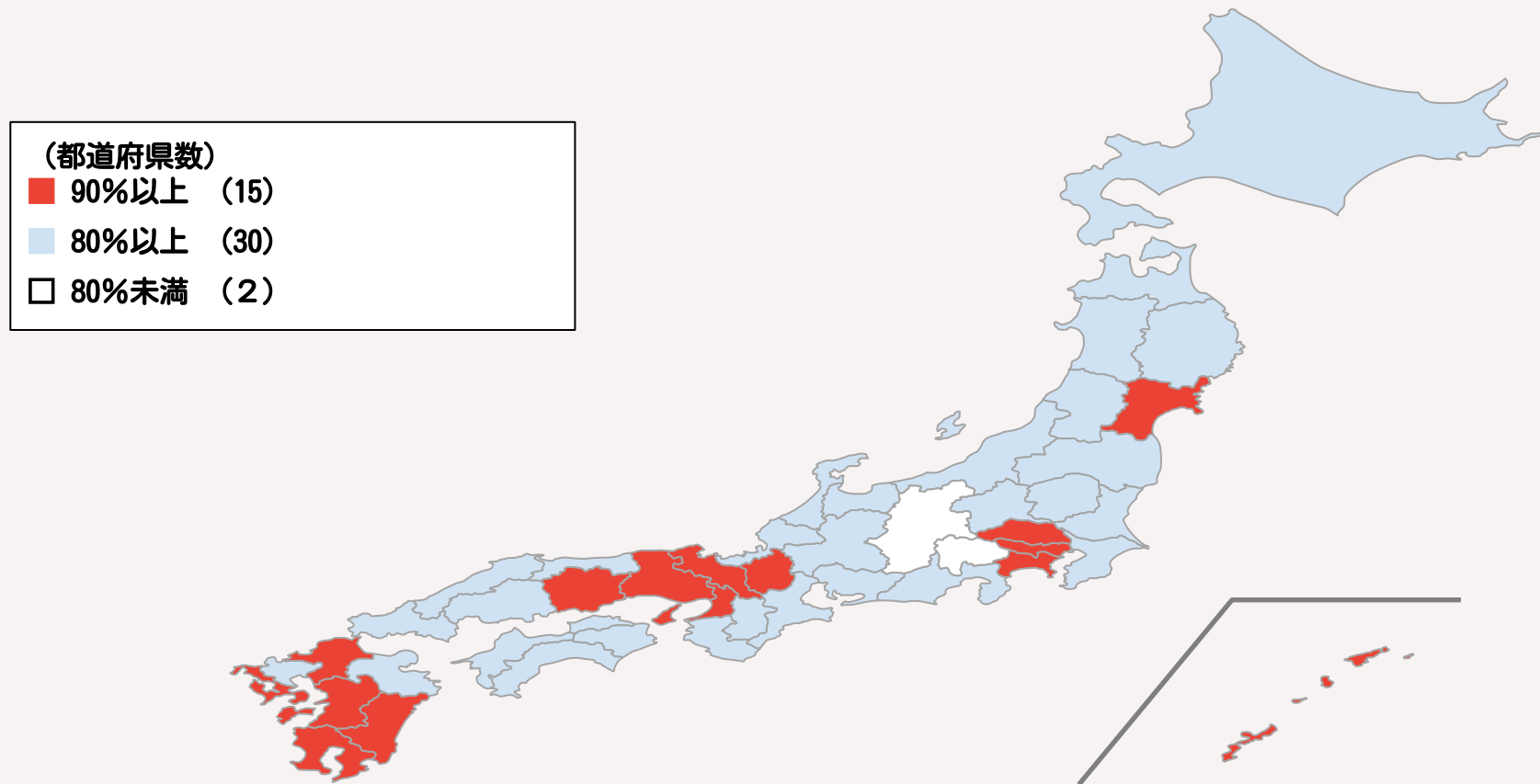
# データ① 全国待機児童数マップ（令和5年度）



## データ② 東京都待機児童数マップ（令和5年度）



# データ③ 全国保育所等定員充足率マップ（令和5年度）



## 提言2.利用時間

### 課題

利用時間が全国一律で「月10時間」となっており、  
**自治体による可能性を狭めている。**



### 解決策

地域ごとに保育園充足率に差がある状況も踏まえ、  
**基礎自治体単位で利用時間を加算できる仕組み**にしてください。

## 提言3. キャンセル時の補助金

- 現時点では、補助金設計に関する具体的な記載はまだありません。  
「現行の『子どものための教育・保育給付』とは別の『〇〇給付(名称は精査中)』※」  
「(利用料は)事業所が直接徴収をすることを想定※」
- 事業者に対する補助金の具体的な内容についても議論させてください。  
特に、**利用者によるキャンセル時の補助金の受け取り可否**について懸念しています。
- 児童発達支援や放課後等デイサービスでは、キャンセル対応に苦慮しています。

# 放課後等デイサービス 実施事業者の声

(厚生労働省 令和元年度障害者総合福祉推進事業 調査報告書より)

加算が設けられておりますが、医ケア児は毎日安定して通うことが難しい児が多く、報酬が安定しないことから事業所は躊躇する実態です。



欠席時対応加算が少なく、通所が不安定な利用者の受け入れが厳しい。

利用回数が少ない児童が多く、所属の児童数が増えた。  
秋など、行事が多いシーズンは欠席が増え、直接収入に影響が出るため苦しい。



欠席での減収は職員の人数確保の観点からも厳しい。欠席時対応加算をとらない欠席も含めると、1か月で職員1名を雇えるくらいの金額の減収になる。(中略)  
欠席時の減収はどこの事業所も悩んでいる問題だと思う。



## 提言3. キャンセル時の補助金

### 課題

キャンセル時に補助金が受け取れないと、  
そのまま事業者の減収に繋がり**安定した運営が難しい。**



### 解決策

利用者の都合によるキャンセル時にも、  
**国からの補助金が減算されない仕組み**にしてください。

## 提言4.居宅訪問型保育も制度の対象に

- 現時点では、居宅訪問型保育が制度の対象に含まれていません。  
「こども誰でも通園制度において、居宅訪問型の事業形態を含めることについては、  
(中略) 十分な検討が必要と考えられる。※」
- 理由としては以下の3点が挙げられていました。
  - ①「同年代のこどもとの触れ合いを通じて成長する」という制度の意義との関係
  - ②居宅訪問型児童発達支援や障害児居宅介護といった既存事業との関係
  - ③一時預かり事業の中で実施が可能であること
- 上記3点は、居宅訪問保育を対象外にする理由としては不十分だと考えます。

## 提言4.居宅訪問型保育も制度の対象に

### 論点 ①

「同年代のこどもとの触れ合いを通じて成長する」という制度の意義との関係



居宅訪問型保育の利用者同士、もしくは近隣保育園・児童館での**交流保育**も可能

### 論点 ②

「居宅訪問型児童発達支援」  
「障害児居宅介護」  
といった既存事業との関係



児童発達支援：**療育**  
居宅介護：**親の負担軽減**  
を目的としており、誰でも通園制度（子どもの育ちの保障が目的）とは重複しない

### 論点 ③

一時預かり事業の中で実施が可能であること

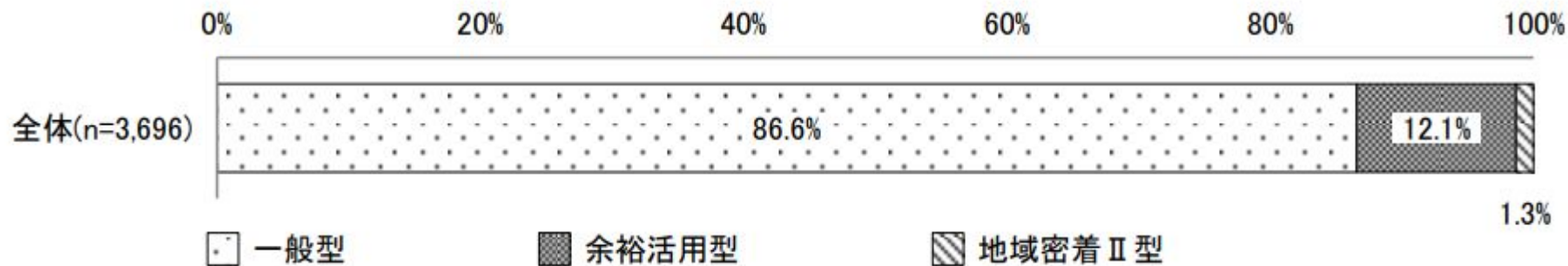


一時預かり事業の中の「居宅訪問型」は**ほとんど使われていない**  
(次ページ参照)

## (参考) 一時預かり事業における「居宅訪問型」

「一時預かり事業の実施状況に関する調査研究報告書（令和4年度）」  
においても、**居宅訪問型は集計対象外**とされているほど例外的

図表 67 事業類型：単数回答（Q3）



注：調査票上では、上記のほか「幼稚園型」「居宅訪問型」「その他」「わからない」の選択肢を設けているが、「I 調査の概要」に記載のとおり、本分析では集計対象外としている。

## 提言4.居宅訪問型保育も制度の対象に

### 課題

現時点では、3つの理由から居宅訪問型保育は制度の対象に含まれていない。



### 解決策

こども基本法で「すべてのこども」と定められている通り、**障害児に対する居宅訪問型保育を置き去りにしないでください。**

## 提言5.高リスク（不利）家庭預かりの促進策

- 「高リスク世帯の所得に応じた利用者負担額の軽減措置」を検討いただく旨を記載いただきました。

「当該高リスク世帯の所得に応じた利用者負担額の軽減措置を検討するとともに、こども及び保護者の心身の状況及び養育環境等を踏まえて適当であると認められる場合の利用者負担額の軽減措置を検討する。（一時預かり事業と同様の措置）※」

- 一方で、**事業者に対する追加補助**については未定です。
- 高リスク（不利）家庭は、一般家庭よりも更に手厚い支援が必要です。追加補助がなければ、高リスク（不利）家庭の受け入れが進まないことが懸念されます。

# 提言5.高リスク（不利）家庭預かりの促進策

## 高リスク（不利）家庭のこどもほど、「こども誰でも通園制度」で保育園に通うべき

日本経済新聞 2023年10月27日(金曜日) Analysis

柴田悠 京都大学教授

### 「働き方の柔軟化」最優先で

「働き方の柔軟化支援」と幸福感の関係

国	幸福度 (平均)
柔軟な支援が足りない国 (米英・オーストラリアなど)	約 7.85
柔軟化支援が充実した国 (北欧諸国・フランスなど)	約 8.25

ポイント

- 職業主婦も保育の定額利用できるように
- 働き方を柔軟に共働きモデルに改めよ
- 柔軟化支援が充てた国は幸福感が高い

〈京都大学 柴田悠教授の記事・論文より引用〉

- 「特に（社会経済的な）不利家庭出身では1～2歳時に保育に通うと将来の学歴・雇用・所得・人間関係の不利も減る傾向が示唆された。」※1
- 「出身家庭に起因する『将来の有利不利の格差』が、保育によって軽減される」※2
- 「総じてみれば0～2歳保育は、とりわけ不利家庭の子どもにとって、虐待予防や発達促進に有効だろう。」※1

※1 日本経済新聞「少子化対策、何ができるか」(2023年10月27日)

※2 Shibata, Haruka, “How does participation in nationwide standardized and subsidized early childhood education and care at age 0–2 years affect the social life in the adulthood?” Available at SSRN: <https://ssrn.com/abstract=4217245> (2022)

# 提言5.高リスク（不利）家庭預かりの促進策

## （例）東京都保育サービス推進事業補助金

### 加算項目事項説明【A 特別保育事業等推進加算】

※

#### 加算項目19 育児困難家庭への支援

加算項目の対象	育児困難家庭の児童を受け入れ、児童相談所、子供家庭支援センター、保健所又は福祉事務所と連携して当該家庭を支援する保育所
算定方法（月額）	毎月初日対象児童数(人)×30,000円(円/人)
要件	下記の3つの要件をいずれも満たすこと ① 保育所が、家庭での育児が困難と推定される入所児童を受け入れていること ② 関係機関（児童相談所・子供家庭支援センター・保健所・福祉事務所）と連携していること ③ 保護者の育児不安や孤独感の解消と良好な親子関係を築くための支援を行うこと
施設に備える書類	① 保管様式 育児困難家庭への支援 ② 関係機関との連携記録、関係機関とのケース会議の記録や保育所における対応の記録（関係機関と連携した年月日、関係機関の名称、内容等がわかるもの） ※「参考様式」で記載必須項目・必要書類をご確認ください。 ※年度終了後5年間保管すること

東京都で実施されている、  
高リスク家庭預かり時の  
加算（実績ベース）



## 提言5.高リスク（不利）家庭預かりの促進策

### 課題

高リスク（不利）家庭預かりの際、事業者への追加補助は未定であり  
**事業者が高リスク（不利）家庭預かりを避けるリスクがある。**



### 解決策

東京都保育サービス推進事業補助金のように、  
高リスク（不利）家庭預かりの際は  
**事業者へケアニーズに応じた追加補助をつけてください。**

# 制度設計に関する5つの提言

## 提言①

「0歳6ヶ月～」の年齢制限は廃止を

## 提言②

基礎自治体単位で利用時間を加算できる仕組みに

## 提言③

キャンセル時にも補助金を

## 提言④

居宅訪問型保育も制度の対象に

## 提言⑤

高リスク（不利）家庭を預かるインセンティブがある仕組みに

こども達のために、日本を変える

***Florence***

令和5年11月8日

## こども誰でも通園制度の本格実施に向けて

社会福祉法人 日本保育協会 理事長 吉田 学  
社会福祉法人 全国社会福祉協議会 全国保育協議会 会長 奥村尚三  
公益社団法人 全国私立保育連盟 会長 川下勝利

現在、こども誰でも通園制度(仮称)の本格実施を見据えた試行的事業実施の在り方に関する検討会が開催されており、保育三団体においても円滑な実施に向けて鋭意努力していく所存です。

令和5年度からモデル事業は空き定員を活用した事業ということもあり、現在検討されている制度について保育現場では「保育制度自体の改正を行うものなのか」、「一時預かり事業と何が違うのか」という混乱や誤解も生じています。

そのため、正しい理解で情報共有するために、来年度の試行的事業実施にあたり、保育三団体と「貴庁との情報共有と意見交換の場」を是非とも設けて頂くようお願いいたします。

なお、現時点において、保育現場の声として挙がっている主な事項は次のとおりです。

## 記

- ① 未就園の範囲の明示や定義付けが必要と考える。
- ② 令和6年度の試行的事業の補助基準上は「一人当たり月10時間を上限」とのことであるが、この時間数で「こどもの育ち」を十分支えられるかの検証・評価が必要であると考えます。
- ③ 通園している子どもたちへの保育の質が低下しないような制度、そして保育士が専門性を発揮できる環境整備を進めていただきたい。
- ④ 市町村の関与や連携の仕組みについて明確にしていきたい(特に配慮が必要な子や家庭への支援や認定(確認)と利用につなげる仕組みとの関係において)。
- ⑤ 円滑な利用のため、事前に園の見学や面談などのプロセスが必要であると考えます。
- ⑥ 公費(市町村が事業者へ補助をする給付)の流れや料金体系等について、情報提供と意見交換の場を設けていただきたい。
- ⑦ 安定的な制度運営と人材確保のための財源確保をお願いしたい。

# こども誰でも通園制度（仮称）の本格実施を見据えた 試行的事業実施の在り方について

## 第3回 検討会資料

2023.11.8



堀 科 HORI Shina

東京家政大学 児童学部児童学科 准教授



## ◆こどもの育ちにふさわしい環境としての保育の場

(本文より)

### 2. こどもの成長の観点からの意義

○ こどもを中心に考え、こどもの成長の観点から、こども誰でも通園制度には以下のような意義がある。

・ 在宅で子育てをする世帯のこどもも、こどもの育ちに適した人的・物的・空間的環境の中で、家庭とは異なる経験や、地域に初めて出て行って家族以外の人とかかわる機会が得られること

・ こどもに対するかかわりや遊びなどについて専門的な理解を持つ人がいる場で、同じ年ごろのこどもたちが触れ合いながら、家庭にいるだけでは得られない様々な経験を通じて、ものや人への興味が広がり、成長していくことができること

・ こどもにとっては、年齢の近いこどもとのかかわりは、社会情緒的な発達への効果的な影響など成長発達に資する豊かな経験をもたらすこと

・ こどもに対するかかわりや遊びなどについて専門的な理解を持つ人からこどもの良いところや育っているところを伝えられる、こどものかわいらしさを共感してもらう、自身やこどもへの温かいことばや応援の声をかけられるなど、保護者が「家族以外の人が自分たちを気にかけている」と実感できることは、こどもへの接し方が変わるきっかけとなったり、こどもについて新たな気づきを得たりするし、こどもの出来ていることを伝えてくれること

で自信を回復することにもつながり、こどもの育ちや保護者とこどもの関係性にもよい効果があること

○ こうしたことを踏まえると、こども誰でも通園制度は、保護者のために「預かる」というサービスなのではなく、保護者とともにこどもの育ちを支えていくための制度であることを確認しておく必要がある。

- こどもは、特定の大人との情緒的な絆(愛着)を基盤に、安心できる多様な大人を頼りに、社会性を身に付けていく。保育の場は、母親等以外の安心できる他者に見守られ、周囲の豊かな環境に自ら関わり、こどもの主体性を育む場でもある。



## ◆子育ての拠り所としての保育の場

(本文より)

○ 保護者にとっても、こどもに対するかかわりや遊びなどについて専門的な理解を持つ人とのかかわりにより、ほっとできたり、孤立感、不安感の解消につながるとともに、月に一定時間でも、こどもと離れ自分のための時間を過ごすことで、育児に関する負担感の軽減につながっていく。

- ▶ 子育ての第一義的な責任は家庭にあることをふまえつつ、地域社会のなかで安心して子育てをすることができることで、親子の心身の健康を促すことができる。
- ▶ 保育の専門家(保育者)のこどもへの対応(言葉のかけ方、こどもを尊重した関わりのあり方など)の姿から、こどもとの関わり方を含む子育てを学ぶことにより、保護者自身の子育て力の高まりが期待できる。
- ▶ 保育の専門的な視点によりこどもの成長・発達の理解が深まり、保育者と共にこどもの育ちの喜びを実感することができる。



# ○制度の意義 保育実践・地域にとって



## ◆子育てを地域社会で支える

(本文より)

○保育者にとってみると、

- ・これまでの保育と比べた難しさがある一方で、これまでかかわることの少なかったこどもや家庭とかかわることで、専門性をより地域に広く発揮できること
- ・保育所等では普段かかわることの少ない、在宅で子育てする保護者ともかかわっていくことができ、その保護者に対して家庭だけでは気づかないことを伝えたり、育児負担や孤立感・不安感の解消につなげていくなど、在宅で子育てをする保護者に対しても専門性を発揮することができるということが考えられる。

○一方で、

- ・こども毎に在園時間が異なることを踏まえ、現場の実情に応じた職員体制等のマネジメント、リスク管理、従事者間の情報共有が適切になされることが重要となること
- ・こどもを理解するには一定の時間がかかるため、こどもの特性等を把握するアセスメント力が求められること
- ・保育の実施を目的とする保育所等では、こども誰でも通園制度のこどもを預かることで、保育所等に通っているこどもたちの保育に支障があってはならないという意識も重要であることに留意が必要である。

- 子育ての第一義的責任は家庭にあることを基本に、子育て家庭が安心して未来の社会の担い手であるこどもの成長発達を社会全体で支えていくことは、自治体や保育施設を含む地域社会の責務であると言える。人類はこどもをとりまくコミュニティで共同（協同）で養育してきたという歴史がある（S.Hrdy, 2011）。母親以外の養育者で子育てを担う有効性を示したアロマザリング（根ヶ山・柏木, 2010）の観点からも、子育てを安心できる他者と共に担う仕組みとして、本制度の意義がある。そのことが子育てに直接的につながっていく。

# ○制度における課題



## ①保育者の負担感・保育士不足について

・園によっては保育者不足が常態化しており、人員確保に苦慮しているところも多く見られるなど、現行保育実践においても人手が足りない状況で、新たな制度は受け入れがたいとも考えられる。また、これまで、毎日通って来ている対象児とは異なる対応には、新たな工夫が求められ、保育実践の場に負担感が増すことは予想される。

・保育士不足の要因の一つとして、離職率の高さがある。保育実践の場は女性が多い職場であるが、保育者自身が結婚・出産・育児などの理由で退職を選択することも未だ多いという実態もある。継続して業務を続けられ得る職場環境の工夫、経済的支援などの仕組みの改善は急務である。

## ②社会の理解について

・育児休暇は子育てへの専念だけにその目的や意義があるのではなく、出産後の母体の快復も兼ねることを考えると、体力の観点からも休息が必要な期間でもある。通園に罪悪感を持つことなく、社会の有効な仕組みとして本制度を社会全体で理解し、母親のおかれている状況を理解することが大切である。

## ③保育の質的観点から

・0～2歳児の保育は、その重要性は認められつつも、現在の保育実践においては、多種多様な解釈のもと行われているという実態がある。いわゆる乳児保育の質については、引き続き検証が必要である。

# こども誰でも通園制度（仮称）の本格実施を 見据えた試行的事業実施の在り方について

## 第3回検討会 提出資料

2023年11月8日（水）



## 【疑問・確認事項】各給付認定整理図

保育の 必要性	主な利用先	給付区分	生後57日目 ～ 0歳6か月	0歳6か月 ～ 2歳	満3歳 ～ 3歳	3歳 ～ 就学前
なし	新制度幼稚園 認定こども園(教育)	教育・保育給付	×		1号	
	新制度未移行幼稚園	施設等利用給付	×		新1号	
	<b>誰でも通園</b>	<b>新たな給付</b>	×	○	×?	×
あり	保育所 認定こども園(保育) 地域型保育	教育・保育給付	3号		2号	
	幼稚園・認可園1号 の預かり 認可外保育 一時預かり 病児保育 ファミサポ	施設等利用給付	新3号（非課税世帯のみ）			新2号
	<b>誰でも通園</b>	<b>新たな給付</b>	×	○	×?	×

【疑問・確認事項】 新たな給付認定は0歳6か月～満3歳未満を想定とあるが、

- ・ 誰でも通園は3歳の誕生日の前日までが給付対象となる？
- ・ 「3歳学年」からの幼稚園等も多くあるが、幼稚園等への入園前に認定・給付が対象外になる？
- ・ 3号、新3号との重複認定を認める？

## 自治体がしなければならないことはなにか？

### 【提示いただきたいこと（要望）】

- 導入に際して予定している自治体に求める必要な作業の提示
- 導入に向けたスケジュール  
（法令改正、予算（財源）、自治体・事業者・利用者ごとに必要な準備・手続き）

## 本試行的事業の実施前倒しにかかる確認事項等

- 現在検討されている新たな給付「認定」、事業者の「指定」が必要になるのか？
- 現在の「未就園児定期預かりモデル事業」のような補助事業による実施になるのか？  
または、現在の「未就園児定期預かりモデル事業」を改正しての実施になるのか？
- 現在「未就園児定期預かりモデル事業」を実施している園では利用時間が月10時間を超えているところもあると思うが、当該モデル事業を試行的事業へ移行していく園もあると思われる中で、月10時間を超える時間分について、何らかの経過措置等について検討いただけないか？
- 今回の前倒し実施に向けて自治体の予算策定等の日程はどうすればよいのか？12月以降に予算要求し、成立後に事業者選定を行い、年度内に事業開始が必要となると、対応できる自治体はかなり少ないと思われるが、補正予算の本省繰越しにより自治体は次年度による対応等も想定されているのか？
- 試行的事業は、予定されているシステム構築前の導入となるが、自治体・事業者・利用者はどのようなスキームで利用・実績確認・給付請求を行っていくのか？各自治体による個別方法に任せるのか？